

資料2

宮城県地域防災計画(修正案)

〔原子力災害対策編〕

平成20年 月

宮城県防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
1 宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	1
(1) 国の防災基本計画との関係	1
(2) 原子力事業者の努め	1
2 宮城県地域防災計画（風水害等災害対策編）	2
3 市町村地域防災計画との関係	2
4 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針	2
5 計画の修正	2
第3節 計画の周知徹底	2
第4節 防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村の範囲	2
第5節 計画の基礎とすべき災害の想定	3
1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態	3
2 原子力発電所の事故により想定される原子力災害の形態	4
(1) 放射性物質及び放射線による被ばく	4
(2) 被ばくの低減化措置	4
第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	4
1 県	5
2 県警察本部	5
3 県教育委員会	6
4 関係市町	6
5 石巻地区広域行政事務組合消防本部	7
6 指定地方行政機関	7
7 自衛隊	8
8 指定公共機関	8
9 指定地方公共機関	8
10 公共的団体等	9
11 東北電力株式会社	9
第7節 広域的な活動体制	9
第8節 原子力防災体制等の整備	9

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針	10
第2節 原子力事業者との協議及び原子力防災専門官との連携等	10
1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理	10
(1) 防災業務計画に関する協議	10
(2) 防災要員の現況等の届出の受理	10
2 原子力事業者からの報告の収集と立入検査	10
3 原子力防災専門官との連携	10
第3節 情報の収集・連絡体制等の整備	10
1 情報の収集・連絡体制の整備	10
(1) 県と関係機関相互の連携体制	10
(2) 機動的な情報収集体制	11
(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定	11
(4) 非常通信協議会との連携	11
(5) 移動通信系の活用体制	11
2 情報の分析整理	11
(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制	11
(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進	11
(3) 防災対策上必要とされる資料	11
3 情報手段の確保	13
(1) 専用回線網の整備	13
(2) 通信手段・経路の多様化	13
第4節 災害応急対策の整備	14
1 警戒態勢をとるための必要な体制等の整備	14
2 災害対策本部体制等の整備	14
3 対策拠点施設における立ち上げ準備態勢等	14
(1) 対策拠点施設における立ち上げ準備態勢	14
(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制	14
4 対策拠点施設における原子力災害対策協議会等の体制	14
(1) 原子力災害合同対策協議会の設置	14
(2) 原子力災害合同対策協議会の県の構成員	15
(3) 原子力災害合同対策協議会の作業グループに配置する県の職員	15
5 専門家の派遣要請手続き	15
6 防災関係機関相互の連絡体制	15
7 応援要請等に基づく受け入れ体制	15
(1) 広域的な応援協力体制等	15
(2) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊	16
(3) 広域緊急援助隊等	16

8	自衛隊派遣要請体制	16
9	対策拠点施設の平常時の活用、維持・管理等	16
(1)	対策拠点施設の指定又は変更	16
(2)	対策拠点施設の平常時の活用	16
(3)	対策拠点施設の施設・設備等の整備、維持・管理	16
10	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	16
(1)	安全確保のための資機材の整備	16
(2)	国、関係市町及び原子力事業者との情報交換	16
第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備		17
(1)	情報項目の整理	17
(2)	情報伝達手段の整備	17
(3)	住民相談窓口の設置等	17
(4)	災害時要援護者等への情報伝達体制の整備	17
(5)	多様なメディアの活用体制の整備	17
第6節 モニタリング体制等の整備		17
1	緊急時モニタリング実施要領の策定	17
2	モニタリング設備・機器の整備・維持	17
3	モニタリング要員の確保	18
4	緊急時モニタリングの体制及び役割	18
5	関係機関との協力体制の整備	18
6	緊急時放射線影響予測システム	18
第7節 避難収容活動体制の整備		19
1	避難計画の作成についての支援	19
2	避難所等の整備についての助言	19
3	災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備についての助言	19
4	住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言	19
5	避難所・避難方法等の周知についての助言	19
第8節 緊急輸送活動体制の整備		20
1	専門家の移送体制の整備	20
2	交通管理体制等の整備	20
第9節 救助・救急及び消火資機材等の整備		20
1	救助・救急活動用資機材等の整備及び助言	20
2	消火活動用資機材等の整備及び助言	20
第10節 緊急時医療体制等の整備		21
1	緊急時医療活動実施要領の策定	21
2	医療活動用資機材等の整備	21

(1) 放射線測定資機材等の整備	21
(2) 資料の収集、整理	21
3 緊急時被ばく医療チーム派遣要請体制	21
4 緊急時医療要員派遣体制の整備・維持	21
5 専門医療機関における体制等の整備	21
 第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	21
 第12節 防災業務関係者に対する研修	22
(1) 他機関の行う研修の活用	22
(2) 研修の実施	22
 第13節 防災訓練等の実施	23
1 訓練計画の策定等	23
(1) 要素別訓練等の計画策定	23
(2) 総合的な防災訓練の計画作成への参画	23
2 訓練の実施	23
(1) 要素別訓練等の実施	23
(2) 総合的な防災訓練の実施	23
3 実践的な訓練の工夫と事後評価	23
(1) 実践的な訓練の工夫	23
(2) 訓練の事後評価	23
(3) 訓練方法及び事後評価の方法の見直し	24
 第14節 原子力発電所上空の飛行規制	24
(1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置	24
(2) 航空自衛隊の措置	24
 第15節 災害復旧への備え	24

第3章 災害応急対策

 第1節 基本方針	25
 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	25
1 事故発生情報等の通報連絡	25
(1) 原子力事業者から事故発生等の通報を受けた場合	25
(2) 県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト/時以上の放射線量を検出した場合	26
2 特定事象発生情報等の通報連絡	26
(1) 原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合	26
(2) 県のモニタリングステーション等で特定事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合	27

3 関係市町、防災関係機関の通報連絡	27
(1) 関係市町の通報連絡	27
(2) 宮城海上保安部の通報連絡	27
(3) 石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡	27
4 応急対策活動情報の連絡	29
(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡	29
(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡	29
 第3節 事故発生初期の措置	30
1 県の活動体制	30
(1) 警戒配備体制	30
(2) 警戒配備体制の解除	32
(3) 情報の収集	32
(4) 国に対する報告等	32
(5) モニタリングの開始	32
2 関係市町及び防災関係機関の活動体制	32
 第4節 活動体制の確立	35
1 県の活動体制	35
(1) 災害対策本部	35
(2) 災害対策現地本部	38
(3) 対策拠点施設の設営準備への協力	40
(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣	40
(5) 国等との情報の共有等	40
(6) 災害対策本部の廃止	40
2 県の災害合同対策協議会への出席等	40
3 国に対する報告	42
4 専門家の助言及び専門家の派遣の要請	42
5 応援要請及び職員の派遣要請等	42
(1) 応援要請	42
(2) 職員の派遣要請等	42
(3) 防災関係機関等に対する協力要請	43
6 関係市町への協力体制	43
7 自衛隊の派遣要請等	43
8 防災業務関係者の安全確保	43
(1) 防災業務関係者の安全確保方針	43
(2) 防災対策	43
(3) 防災業務関係者の被ばく管理	44

第5節 住民等への的確な情報伝達活動	47
1 住民等への情報伝達活動	47
(1) 迅速・的確な情報活動、広報	47
(2) 例文の準備、情報の一元化	47
(3) 情報提供の定期性等	47
(4) 報道責任者の指定	47
(5) 緊急放送による情報提供	47
(6) 県内各市町村への情報提供等	47
(7) 周辺海域への情報伝達等の要請	48
(8) 隣接県等への情報提供等	48
(9) 適切な情報の提供	48
(10) 原子力災害合同対策協議会における確認	48
(11) 様々な情報伝達手段の活用	49
2 住民等からの問い合わせに対する対応	49
3 関係市町の行う広報及び指示伝達	49
(1) 住民等への広報	49
(2) 情報の指示・伝達	49
4 宮城海上保安部の行う広報及び指示伝達	49
5 その他の防災関係機関の行う広報	49
第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	51
1 緊急時モニタリング実施体制	51
(1) 原子力事業者から事故発生等の通報があった場合の対応	51
(2) 特定事象発生の通報を受けた場合の対応	51
(3) 原子力緊急事態宣言発出後の対応	51
(4) 関係機関等への協力要請	51
(5) モニタリング班の組織	52
2 緊急時モニタリングの実施方法及び内容	56
(1) 段階的モニタリングの実施	56
(2) モニタリングの実施内容	57
3 測定結果の報告	58
第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動	59
1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	59
(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等	59
(2) 災害時要援護者への配慮	59
(3) 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	59
(4) 飲食物、生活必需品等の供給	59
2 退避等の指示	61
(1) 防護対策地区の決定	61
(2) 警戒区域の設定	61
(3) 関係市町長の講じておく措置	61

(4) 屋内退避	62
(5) コンクリート屋内退避又は避難	62
3 退避等の方法	63
(1) 屋内退避	63
(2) コンクリート屋内退避又は避難	63
(3) 被ばくの低減	63
4 周辺市町村への避難	64
(1) 本部長の措置	64
(2) 要請を受けた周辺市町村長の措置	64
(3) 関係市町長の措置	64
(4) 避難者の輸送	64
5 退避時の誘導	64
6 立入制限等の措置	64
(1) 陸上の立入制限等の措置	64
(2) 海上の立入制限等の措置	65
7 治安の確保	65
8 飲料水、飲食物の摂取制限等	65
(1) 飲料水、飲食物の摂取制限	65
(2) 農林水産物の採取及び出荷制限	65
(3) 飲料水、飲食物の供給	66
第8節 緊急輸送活動	67
1 緊急輸送活動	67
(1) 緊急輸送の範囲及び順位	67
(2) 緊急輸送体制の確立	67
2 緊急輸送のための交通確保	67
(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針	67
(2) 交通の確保	68
第9節 救助・救急及び消火活動	68
1 資機材の確保	68
2 応援要請	68
(1) 県内他市町村等への応援要請	68
(2) 他都道府県への応援要請	68
(3) 応援要請時の留意事項	68
第10節 緊急時医療活動	69
1 原子力災害時の緊急時医療体制	69
(1) 医療班の活動体制	69
(2) 関係機関等への協力要請	69
(3) 医療班の組織及び業務	69

2 原子力災害時の緊急時医療活動の実施	72
(1) 一般医療の実施	72
(2) 放射線被ばく診断（スクリーニング）の実施	72
(3) 安定ヨウ素剤服用の指示	72
(4) 初期被ばく医療機関への移送	72
(5) 二次又は三次被ばく医療機関への移送	72
(6) 移送手段の要請	72
 第11節 労働災害時の緊急被ばく医療活動	74
(1) 原子力発電所における初期対応	74
(2) 初期被ばく医療機関への移送	74
(3) 二次又は三次被ばく医療機関への移送	74
(4) 移送手段の要請	74
 第12節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策	75
1 当該運搬を委託した原子力事業者のとるべき措置	75
(1) 事故発生時の連絡通報	75
(2) 原子力事業者の応急措置	75
2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置	75
(1) 県及び市町村の措置	75
(2) 警察署、消防署、海上保安部の措置	75

第4章 災害復旧対策

 第1節 基本方針	77
 第2節 放射性物質による汚染の除去等	77
 第3節 各種制限措置等の解除	77
 第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	77
 第5節 災害地域住民等に係る記録等の作成	77
1 災害地域住民等の記録	77
2 損害調査、健康調査の記録	77
3 農林水産業等の影響調査	78
4 災害対策措置状況の記録	78
 第6節 風評被害等の影響の軽減	78

第7節 被災中小企業等に対する支援	78
第8節 心身の健康相談体制の整備	78
第9節 物価の監視	78

第 1 章

總 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉の運転、核燃料物質等の貯蔵、使用、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

(1) 国の防災基本計画との関係

この計画は、宮城県の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触するがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

県等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ複合災害などの不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

(2) 原子力事業者の努め

原子力事業者は、事故（放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力発電所外へ放出される事態をいう。以下同じ。）の発生防止、事故の拡大防止及び災害の防止について十分な安全対策を講ずるとともに、事故が万一発生した場合に影響を最小限に食い止めるため、原子力発電所内の防災対策及び原子力発電所外への協力体制に関し原子力事業者防災業務計画に基づき、原子力防災体制の整備に万全を期するよう努めるものとする。

女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（資料1-2-1）参照

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画（資料1-2-2）参照

2 宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕との整合性

この計画は、「宮城県地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕」によるものとする。

3 市町村地域防災計画との関係

市町村が地域防災計画〔原子力災害対策編〕を作成又は修正するにあたっては、この計画を基本とするものとし、県の地域防災計画に抵触することのないようにするとともに、具体的な計画を定めておくものとする。

なお、県は、市町村の原子力災害対策編の作成又は修正に協力するものとする。

4 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の作成又は修正に際しては、原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」（平成19年5月改訂、以下「防災指針」という。）を十分に尊重するものとする。

5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては県民への周知を図るものとする。

また、各関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村の範囲

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲については、防災指針において提案されている「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z : Emergency Planning Zone）のめやす」を基準とし、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら、具体的な地域を定めるものとする。

この考え方を踏まえ、本県において防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村は女川町及び石巻市（以下「関係市町」という。運搬の場合は、事故が発生してその影響が及び、又は及ぶおそれがあるて災害応急対策等を実施すべき地域を含む市町村に対して、可能な範囲でこの考え方を適用する。）とし、その地域は下表のとおりとする。

防災対策を重点的に充実すべき地域を含む市町村	防災対策を重点的に充実すべき地域
女川町	小屋取、塚浜、飯子浜、野々浜、大石原浜、横浦、高白浜、小乘浜 桐ヶ崎、竹浦、尾浦、尾浦町、御前浜、指ヶ浜、寺間、出島、江島 鷲神浜、旭が丘、女川浜、石浜、清水町、宮ヶ崎、黄金町、寿町、 桜ヶ丘、浦宿浜、針浜、大沢
(旧牡鹿町)	前網、寄磯浜、鮫浦、大谷川、谷川浜、祝浜、泊浜、新山浜 小網倉、大原浜、給分浜、小淵浜、十八成浜、鮎川浜、金華山 長渡浜、池浜、網地浜
(旧石巻市)	小積浜、荻浜、侍浜、月浦、桃浦 福貴浦、鹿立、牧浜、竹浜、狐崎浜、大泊、仁斗田 蛤浜、折浜、大浜、大畑、クルミ浜、小竹浜 梨木畠、祝田、佐須、志ノ畠
(旧雄勝町)	波板、分浜、水浜 桑浜、羽坂、熊沢、立浜

女川原子力発電所施設の状況（資料1-4-1）参照

女川原子力発電所プラント系統図（資料1-4-2）参照

女川原子力発電所周辺地域図（資料1-4-3）参照

第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

防災対策を重点的に充実すべき地域において想定される原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態並びに想定される原子力災害の形態は、以下のとおりである。

1 原子力発電所の原子炉施設で想定される放出形態

原子力発電所の原子炉施設においては、多重の物理的防護壁により施設からの直接の放射線はほとんど遮へいされ、また、固体状、液体状の放射性物質が広範囲に漏えいする可能性も低い。したがって、周辺環境に異常に放出され広域に影響を与える可能性の高い放射性物質としては、気体状のグリプトン、キセノン等の希ガス及び揮発性の放射性物質であるヨウ素を主に考慮すべきである。また、これらに付随して放射性物質がエアロゾル（気体中に浮遊する微粒子）として放出される可能性もあるが、その場合にも、上記の放射性物質に対する対策を充実しておけば、所要の対応ができるものと考えられる。

これらの放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるにしたがって、拡散により濃度は低く

なる。

なお、原子力発電所の原子炉施設から液体状の放射性物質の流出があったとしても、多数の障壁や大きな希釈効果によって、周辺環境に重大な影響を及ぼすような流出の可能性はほとんど考えられない。

2 原子力発電所の事故により想定される原子力災害の形態

原子力発電所の事故による原子力災害は、人体に対しては原子力発電所の原子炉施設から放出される放射性物質及び放射線による被ばくによるものであり、適切な措置により被ばくの低減化を図ることにより被害の拡大を防止できる。

(1) 放射性物質及び放射線による被ばく

①外部被ばくは、体外から放射線を受ける場合の被ばくであり、主に原子力発電所の原子炉施設から放出される放射性プルームからのガンマ線によって生じる。

②内部被ばくは、吸入、経口摂取等によって体内に取り込んだ放射性物質が生体の各所に沈着し、体内組織（甲状腺、肺、骨、胃腸等）が放射線を受ける場合の被ばくであり、主に電離効果の高いアルファ線及びベータ線によって生じる。

(2) 被ばくの低減化措置

①放射性プルームによる外部被ばくは、その放射性物質の濃度、放射線のエネルギー及び放射性プルームによる影響の継続時間に比例する。このため、放射性プルームによる被ばくを低減化する措置としては、気密性の高い場所への移動、放射線の遮へい効果の高い場所への退避及び放出源からの風下軸から遠ざかることが有効である。この際、その地域のその時期における卓越した風向き等を考慮し、風下軸からある幅を持った範囲の住民等に対して措置を講じることが重要となる。

②飲食物の経口摂取等による内部被ばくに対しては、周辺住民等が汚染された飲食物を摂取するまでには通常時間的余裕があるため、その間に飲食物中の放射性物質の濃度を定量することによって、摂取制限等の対策を講じることができる。

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、関係市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、宮城県地域防災計画〔風水害等災害対策編〕第1章第2節に定める「各機関の役割と業務大綱」を基本に次のとおりとする。

1 県

事務又は業務
<p>1 <u>通信体制の整備・強化に関すること。</u></p> <p>2 防災対策資料の整備に関すること。</p> <p>3 防護資機材の整備に関すること。</p> <p>4 環境モニタリング設備・機器類の整備に関すること。</p> <p>5 緊急時医療設備等の整備に関すること。</p> <p>6 防災業務関係者に対する教育に関すること。</p> <p>7 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。</p> <p>8 原子力防災訓練の実施に関すること。</p> <p>9 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。</p> <p>10 警戒本部の設置・運営に関すること。</p> <p>11 <u>宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること。</u></p> <p>12 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること。</p> <p>13 <u>自衛隊の派遣要請に関すること。</u></p> <p>14 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。</p> <p>15 緊急時モニタリングに関すること。</p> <p>16 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。</p> <p>17 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。</p> <p>18 緊急時医療措置に関すること。</p> <p>19 放射性汚染物の除去及び除染に関すること。</p> <p>20 各種制限措置の解除に関すること。</p> <p>21 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。</p> <p>22 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること。</p>

2 県警察本部

事務又は業務
<p>1 防護対策を構すべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること。</p> <p>2 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。</p> <p>3 立入り等の制限措置及び解除に関すること。</p>

3 県教育委員会

事務又は業務
1 原子力発電所周辺に所在する公立学校に対する放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導等に関すること。 2 公立学校児童生徒の安全対策に関すること。 3 退避等に係る公立学校施設の提供に関すること。

4 関係市町

事務又は業務
<u>1</u> 通信連絡設備の整備に関すること。 <u>2</u> 防災対策資料の整備に関すること。 <u>3</u> 防護資機材の整備に関すること。 <u>4</u> 住民等に対する情報連絡設備の整備に関すること。 <u>5</u> 防災業務関係者に対する教育に関すること。 <u>6</u> 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。 <u>7</u> 原子力防災訓練の実施に関すること。 <u>8</u> 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること。 <u>9</u> 災害対策本部の設置・運営に関すること。 <u>10</u> 原子力災害合同対策協議会の運営への協力及び同協議会における協議に関すること。 <u>11</u> 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。 <u>12</u> 緊急時モニタリングに対する協力に関すること。 <u>13</u> 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること。 <u>14</u> 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること。 <u>15</u> 緊急時医療活動に対する協力に関すること。 <u>16</u> 放射性汚染物の除去及び除染作業に対する協力に関すること。 <u>17</u> 各種制限措置等の解除に関すること。 <u>18</u> 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること。

5 石巻地区広域行政事務組合消防本部

事務又は業務
<u>1</u> 住民等に対する広報に関すること。
<u>2</u> 住民の退避等の誘導に関すること。
<u>3</u> 一般傷病者の救急搬送に関すること。
<u>4</u> 被ばく者の救急搬送に関すること。
<u>5</u> 防護対策を講すべき区域の消防対策に関すること。

6 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
東北管区警察局	<u>1</u> 災害状況の把握と報告連絡に関すること。 <u>2</u> 警察官及び災害関係装備品の受・支援調整に関すること。 <u>3</u> 関係職員の派遣に関すること。 <u>4</u> 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北財務局	<u>1</u> 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 <u>2</u> 金融機関に対する緊急措置等の指示に関すること。
東北厚生局	<u>1</u> 災害状況の情報収集と通報に関すること。 <u>2</u> 関係職員の派遣に関すること。 <u>3</u> 関係機関等との連絡調整に関すること。
東北農政局	<u>1</u> 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。 <u>2</u> 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。 <u>3</u> 主要食糧等の供給に関すること。
東北森林管理局	林産物の汚染対策の指導に関すること。
東北経済産業局	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。
東北運輸局	陸上・海上輸送機関との連絡調整に関すること。
東京航空局仙台空港事務所	<u>1</u> 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。 <u>2</u> 緊急時における飛行場使用の総合調整に関すること。
第二管区海上保安本部	<u>1</u> 船舶に対する緊急通報並びに避難及び立入制限等の指示に関すること。 <u>2</u> 船舶に対する各種制限措置の解除に関すること。 <u>3</u> 海上の緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
仙台管区気象台	気象等に関する予報警報、気象情報の発表及び伝達に関すること。
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること。
宮城労働局	労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。
東北地方整備局	一般国道指定区間の交通確保

7 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸上自衛隊 東北方面総監部	1 災害応急救援活動に関すること。 2 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
第6師団	
第22普通科連隊	
航空自衛隊 第4航空団	
海上自衛隊 横須賀地方総監部	

8 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	国立病院機構における医療、助産、救護等の指示調整に関すること
東日本電信電話 株式会社宮城支店	通信の確保に関すること。
日本赤十字社 宮城県支部	1 医療要員の派遣に関すること。 2 義えん金品の募集及び配分に関すること。
日本放送協会 仙台放送局	1 原子力防災に係る知識の普及に関すること。 2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
東日本旅客鉄道 株式会社仙台支社	救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
東日本高速道路 株式会社東北支社	高速道路の交通確保に関すること。
東北電力株式会社	(11に記載)

9 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東北放送株式会社	1 原子力に係る知識の普及に関すること。
株式会社仙台放送	2 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること。
株式会社 宮城テレビ放送	
株式会社東日本放送	
株式会社 エフエム仙台	
社団法人宮城県医師会	災害時における医療救護活動
社団法人 宮城県トラック協会	災害時における緊急物資のトラック輸送確保
宮城県道路公社	高規格道路の交通確保に関すること。

10 公共的団体等

漁業協同組合、農業協同組合等の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、原子力災害時には、県、関係市町及び防災関係機関が実施する防災対策活動に対し、積極的に協力するものとする。

11 東北電力株式会社

事務又は業務
<ol style="list-style-type: none">1 原子力施設の防災管理に関すること。2 関係機関に対する情報の提供に関すること。3 従業員等に対する教育・訓練に関すること。4 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。5 通信連絡設備の整備に関すること。6 緊急時モニタリングに関すること。7 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。

第7節 広域的な活動体制

原子力防災対策は、一般的な災害に共通又は類似する対策に加えて、その対策に当たって高度かつ専門的な知識を必要とすることから、国の対策と併せて、国の技術的助言、専門家の派遣、機器等の動員等全面的な応援協力を得るほか、防災関係機関等相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。

広域的な応援協力体制 (資料1-7-1) 参照

第8節 原子力防災体制等の整備

県は、宮城県防災会議に原子力防災部会を設置し、宮城県地域防災計画 [原子力災害対策編] を検討するとともに、原子力防災対策の整備推進及び緊急時における効果的な応急対策の実施に関して同部会の学識経験者など県内の専門家から助言を得るものとする。

宮城県防災会議原子力防災部会要綱 (資料1-8-1) 参照

第 2 章

災 害 予 防 対 策

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との協議及び原子力防災専門官との連携等

1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

(1) 防災業務計画に関する協議

県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点からその計画案を受理し協議するものとする。

(2) 防災要員の現況等の届出の受理

県は、原子力事業者が届け出る原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、それを受理し、把握しておくものとする。

2 原子力事業者からの報告の徴収と立入検査

県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

なお、立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯するものとする。

3 原子力防災専門官との連携

県は、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、関係市町、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関相互の連携体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関

との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。

その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、関係市町及び原子力事業者と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付けるものとする。

①原子力発電所に関する資料

イ 原子力事業者防災業務計画等 (資料 1-2-1~2)

ロ 原子力発電所の施設配置図 (資料 1-4-1)

ハ 原子力発電所のプラント系統図 (資料 1-4-2)

二 原子力発電所周辺地域図

(資料 1-4-3)

②社会環境に関する資料

イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力発電所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する情報を含む。）

　人口に関する資料 (資料 2-3-1~5)

ロ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、港湾、ヘリポート及び空港等交通手段（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）

　道路及び陸上輸送に関する資料 (資料 2-3-6~9)

　港湾及び海上輸送に関する資料 (資料 2-3-10~13)

　ヘリポート及び航空輸送に関する資料 (資料 2-3-14~16)

ハ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

　避難者収容施設に関する資料 (資料 2-3-17~18)

ニ 周辺地域の特定施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等の原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）

　周辺地域の特定施設に関する資料 (資料 2-3-19)

ホ 緊急時被ばく医療施設（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。）

　緊急時被ばく医療施設に関する資料 (資料 2-3-20~22)

ヘ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

　物資等の調達に関する資料 (資料 2-3-23~24)

③放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

イ 周辺地域及び海域の気象・海象（過去2年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化に関する情報等を含む。）

　気象・海象に関する資料 (資料 2-3-25~27)

ロ 平常時環境放射線モニタリング（過去2年間の統計値）

　平常時環境放射線モニタリングに関する資料 (資料 2-3-28~31)

ハ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等

　飲料水に関する資料 (資料 2-3-32~33)

ニ 農林水産物の生産及び出荷状況

　農林水産物に関する資料 (資料 2-3-34~40)

④防災対策に活用する施設、設備、資機材等 (関係章節において掲載)

- イ 通信連絡設備等に関する資料
- ロ 防護資機材等に関する資料
- ハ 広報施設等に関する資料
- 二 モニタリング設備・機器に関する資料
- ホ 医療活動用資機材等に関する資料

⑤防災対策の実施に関する資料 (関係章節において掲載)

- イ 各種協定、規制等に関する資料
- ロ 各種要領、様式等に関する資料
- ハ その他

3 通信手段の確保

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

(1) 専用回線網の整備

- ①県は、国及び関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。
- ②県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び関係市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

- ①県は、県防災行政無線回線について、地上系と衛星系の2重ルート化を実施しており、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。
- ②県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。
- ③県は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ電送システムの構築と活用に努めるものとする。
- ④県は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

通信連絡設備等に関する資料（資料2-3-41～45）参照

第4節 災害応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「災害応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

県は、原子力事業者から、原子力発電所において事故が発生してモニタリングポストでの1マイクロシーベルト／時以上の放射線量検出の通報を受けた場合、又はそれに先行する事象が検知されて通報を受けた場合など、原子力発電所における事故の影響が周辺住民に及び、又は及ぶおそれがあると認められる場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備するものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

県は、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）発生の通報を受けた場合、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。災害対策現地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

3 対策拠点施設における立ち上げ準備体制等

(1) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び関係市町と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、現地に配置される原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等も定めておくものとする。

4 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

(1) 原子力災害合同対策協議会の設置

県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。

なお、県は、原子力災害合同対策協議会の運営について、あらかじめ原子力防災専門官、関

係市町と協議し、その運営要領を定めておくものとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会の県の構成員

原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長及び県の災害対策現地本部長並びに関係市町のそれぞれの災害対策本部長及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全委員会、独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「放射線医学総合研究所」という。）、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は現地における対応方針を定める少人数のグループのメンバー、原子力災害合同対策協議会の県の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会の作業グループに配置する県の職員

対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとに原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた作業グループを設け、国、県、関係市町及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの作業グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

5 専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

6 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする経済産業省、関係道府県、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。

7 応援要請等に基づく受け入れ体制

(1) 広域的な応援協力体制等

- ① 県は、緊急時における広域的な応援について、隣接県等との応援協定の締結及び県内の関係市町村間の応援協定締結の促進を図るものとする。
- ② 県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくものとする。

広域応援協定等の締結状況（資料2-4-1）参照

(2) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制の整備に努めるものとする。

(3) 広域緊急援助隊等

県警察は、警察庁、東北管区警察局及び他の都道府県警察と協力し、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊等の受け入れ体制などの整備を図るものとする。

8 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、活動拠点の確認等の受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

9 対策拠点施設の平常時の活用、維持・管理等

(1) 対策拠点施設の指定又は変更

県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、経済産業大臣から意見を求められた場合は、意見を経済産業大臣に提出するものとする。

(2) 対策拠点施設の平常時の活用

県は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

(3) 対策拠点施設の施設・設備等の整備、維持・管理

県及び国は相互に連携して、対策拠点施設の施設・設備、備え付けの防護資機材及び資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。

10 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 安全確保のための資機材の整備

県は、国及び関係市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

放射線防護資機材等の整備状況（資料2-4-2）参照

(2) 国、関係市町及び原子力事業者との情報交換

県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 情報項目の整理

県は、国及び関係市町と連携し、特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

(2) 情報伝達手段の整備

県は、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設・装備の整備を図るものとする。

広報施設等の状況（資料2-5-1）参照

(3) 住民相談窓口の設置等

県は、国及び関係市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4) 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備

県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市町と連携し、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(5) 多様なメディアの活用体制の整備

県は、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ（インターネット）、広報用電光掲示板、有線放送、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

報道機関一覧（資料2-5-2）参照

第6節 モニタリング体制等の整備

県は、緊急時における原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）実施要領の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

1 緊急時モニタリング実施要領の策定

県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。

2 モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するためモニタリングステーション、モニタリングポイント、積算線量計、可搬型計測用機器等の

環境モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-6-1）参照

東北電力~~㈱~~所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況（資料2-6-2）参照

環境放射線監視システム図（資料2-6-3）参照

気象・海象観測機器の整備状況（資料2-6-4）参照

3 モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

4 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、モニタリング班とその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びモニタリング班長、チームの役割等を定めておくものとする。

5 関係機関との協力体制の整備

(1) 国、原子力事業者との連携

県は、国、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し平常時より緊密な連携を図るものとする。

(2) モニタリング要員の受け入れ等

県は、国、日本原子力研究開発機構、原子力事業者等から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について整備するものとする。

(3) 空及び海からのモニタリング体制の整備

県は、陸上自衛隊と連携し、ヘリコプターによる空からのモニタリング体制を整備するものとする。また、県は、海上自衛隊及び宮城海上保安部と連携し、巡視艇等による海でのモニタリング体制を整備するものとする。

(4) 気象状況に関する資料等の入手

県は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響の早期把握に必要な気象に関する予報警報及び気象情報等を迅速に受けるため、仙台管区気象台と緊密な連携体制を整備するものとする。

6 緊急時放射線影響予測システム

県は、国、原子力事業者と連携し、必要に応じ平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「S P E E D I ネットワークシステム」という。）、モニタリング情報共有システム及び環境放射線監視システムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成についての支援

県は、関係市町に対し、国及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避、コンクリート屋内退避及び避難誘導計画（退避等措置計画）をあらかじめ作成するよう支援するものとする。

2 避難所等の整備についての助言

（1）避難所の整備

県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い及び衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

（2）避難誘導用資機材、移送料用資機材・車両等の整備

県は、関係市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。

（3）コンクリート屋内退避体制の整備

県は、関係市町に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制を整備するよう助言するものとする。

3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備についての助言

県は、関係市町に対し、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制を整備するよう助言するものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

4 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言

県は、関係市町に対し、関係市町が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言するものとする。

5 避難所・避難方法等の周知についての助言

県は、関係市町に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

2 交通管理体制等の整備

(1) 道路交通管理体制の整備等

県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

(2) 広域的な交通管理体制の整備

県警察は、警察庁と協力し、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

(3) 運転者の義務等についての周知

県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者のとるべき措置について周知を図るものとする。

(4) 道路管理の充実

県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保のため、道路状態を適正に整備するとともに、道路被害状況の迅速な把握と情報の提供に努めるなど、道路管理の充実を図るものとする。

第9節 救助・救急及び消火資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材等の整備及び助言

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市町と協力し、ヘリコプター等に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

2 消火活動用資機材等の整備及び助言

県は、消火活動用資機材の整備について、平常時から関係市町、原子力事業者等と連携を図るとともに、関係市町に対し、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を整備するよう助言するものとする。

第10節 緊急時医療体制等の整備

県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、緊急時被ばく医療（以下「緊急時医療」という。）活動実施要領等の策定、放射線測定資機材等の整備、医療要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時医療実施体制を整備するものとする。また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、被ばく、汚染をともなう可能性のある負傷者が発生した場合、その他社会的影響等を考慮し、県において必要と認めた場合に限る。）に対処できるよう同様の体制を整備するものとする。

のとする。

1 緊急時医療活動実施要領等の策定

県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、緊急時医療活動実施要領等を策定するものとする。

2 医療活動用資機材等の整備

（1）放射線測定資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

緊急時医療設備等の整備状況（資料2-10-1）参照

（2）資料の収集、整理

県は、緊急時医療の実施についての資料を収集、整理しておくものとする。

3 緊急被ばく医療派遣チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所を中心とした緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

4 緊急時医療要員派遣体制の整備・維持

県は、国と協力し、緊急時医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急時医療要員派遣体制を整備・維持するものとする。

5 専門医療機関における体制等の整備

緊急時医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

- ①放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ②原子力発電所の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑥コンクリート屋内退避所、避難所に関すること
- ⑦緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

第12節 防災業務関係者に対する研修

(1) 他機関の行う研修の活用

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。

(2) 研修の実施

県は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、県は、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- ①原子力防災体制及び組織に関すること
- ②原子力発電所の概要に関すること
- ③原子力災害とその特性に関すること
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ⑤緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること
- ⑥原子力防災対策上の諸設備に関すること
- ⑦緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- ⑧緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ⑨緊急時医療（応急手当を含む）に関すること
- ⑩その他緊急時対応に関すること

第13節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定等

(1) 要素別訓練等の計画策定

県は、国、原子力事業者等防災関係機関の支援のもと、以下に掲げる防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- ①災害対策本部等の設置運営訓練
- ②対策拠点施設への参集、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練
- ③緊急時通信連絡訓練
- ④緊急時モニタリング訓練
- ⑤緊急時医療訓練
- ⑥周辺住民に対する情報伝達訓練
- ⑦周辺住民避難訓練

(2) 総合的な防災訓練の計画作成への参画

県は、国が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時モニタリング、住民等に対する情報提供、住民避難及び緊急時医療等県が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

県は、訓練計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

県は、国が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、関係市町、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

(1) 実践的な訓練の工夫

県は、訓練を実施するにあたり、経済産業省の助言を受けて作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(2) 訓練の事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定

めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにして、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

(3) 訓練方法及び事後評価の方法の見直し

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第14節 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。

(1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置

東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設附近の上空の飛行はできる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行うものとする。

(2) 航空自衛隊の措置

航空自衛隊は、松島飛行場から訓練空域等への進出等の飛行経路及び金華山東側空域の使用要領等に従い、訓練機等を飛行させることとしている。

航空自衛隊が実施する措置（資料2-14-1）参照

第15節 災害復旧への備え

県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第 3 章

災 害 応 急 対 策

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から、原子力発電所において事故が発生してモニタリングポストでの1マイクロシーベルト／時以上の放射線量検出の通報を受けた場合、又はそれに先行する事象が検知されて通報を受けた場合の対応、モニタリングポストでの5マイクロシーベルト／時以上の放射線量の検出などの原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（特定事象）発生の通報を受けた場合の対応及びモニタリングポスト等で500マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出された場合などに同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策について示したものである。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

原子力発電所において事故が発生し、放射性物質又は放射線の異常な水準の放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、原子力事業者及び防災関係機関は相互に通報連絡を行うものとする。

1 事故発生情報等の通報連絡

(1) 原子力事業者から事故発生等の通報を受けた場合

①原子力事業者の原子力防災管理者は、原子力発電所において事故が発生して原子力発電所のモニタリングポストで1マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出された場合、又はそれに先行する事象が検知された場合は、直ちに図3-2-1で示す連絡系統図に準じて、県（原子力安全対策室及び原子力センター）、経済産業省（原子力防災専門官）、関係市町、その他防災関係機関に次に掲げる事項について第1報を通報するものとする。

- イ 事故発生時刻
- ロ 事故発生後の原子炉の状態
- ハ 放射性物質の放出量
- 二 モニタリングポスト等の指示値
- ホ 風向、風速等の気象状況
- ヘ 当面執った対応措置
- ト 放射性物質の放出量の予測
- チ その他必要と認める事項

また、第2報以降においても、第1報の通報事項に準じて、定時に通報し、又は事故の推移によっては隨時迅速に通報するものとし、事故状況の全般的な把握が可能となった段階においては、原子力発電所異常事態通報様式（資料3-2-1）により、状況報告を行うものとする。

②県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに経済産業省（原子力防災専門官）、関係市町及び防災関係機関と通報連絡を行い、その影響が原子力発電所の周辺に及ぶ可能性、災害応急対策の準備等についての情報交換を行うものとする。

（2）県のモニタリングステーション等で1マイクロシーベルト／時以上の放射線量を検出した場合

県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により1マイクロシーベルト／時以上の放射線量を検出した場合は、直ちに原子力発電所に原子力発電所の状況を確認するものとする。

2 特定事象発生情報等の通報連絡

（1）原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合

①原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、図3-2-1で示す連絡系統図により、県をはじめ官邸（内閣官房）、経済産業省、文部科学省、内閣府、所在市町（女川町、石巻市）、県警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に同時に、特定事象発生通報様式（資料3-2-2）を用いて文書を送信するものとする。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。

なお、県は通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

②経済産業省は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について県をはじめ官邸（内閣官房）、原子力安全委員会、所在市町（女川町、石巻市）及び県警察本部に連絡することとされている。

③県は、原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた事項について、直ちに経済産業省（資源エネルギー庁）、文部科学省及び消防庁に通報連絡を行い、その影響が原子力発電所の周辺に及ぶ可能性等についての助言を求めるものとする。

④県は、原子力事業者及び経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、関係市町及び第二管区海上保安本部等の関係する指定地方行政機関に連絡するものとする。

⑤原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた県警察本部は、河北警察署にその旨を通報するものとする。また、石巻警察署及び河北警察署は、必要に応じ、関係市町との通報連絡に当たるものとする。

⑥原子力保安検査官等現地に配置された経済産業省の職員は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡することとされ、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ経済産業省、所在市町（女川

町、石巻市）に連絡することとされている。

原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報（特定事象発生通報）の基準（資料3-2-3）参照

原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準（資料3-2-4）参照

通信連絡先一覧（資料3-2-5）参照

（2）県のモニタリングステーション等で特定事象発生の通報を行うべき数値を検出した場合

①県は、原子力事業者から通報がない状態において、県が設置している原子力発電所周辺地域のモニタリングステーション等により特定事象発生の通報を行うべき放射線量（5マイクロシーベルト／時）を検出した場合は、直ちに経済産業省の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じ原子力事業者に確認を行うものとする。

②連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に原子力発電所の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受けるものとする。

3 関係市町、防災関係機関の通報連絡

（1）関係市町の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた関係市町は、直ちに県に通報連絡を行い、当面とるべき措置についての助言を求めるとともに、石巻警察署又は河北警察署、宮城海上保安部及び石巻地区広域行政事務組合消防本部に対し通報連絡を行うものとする。

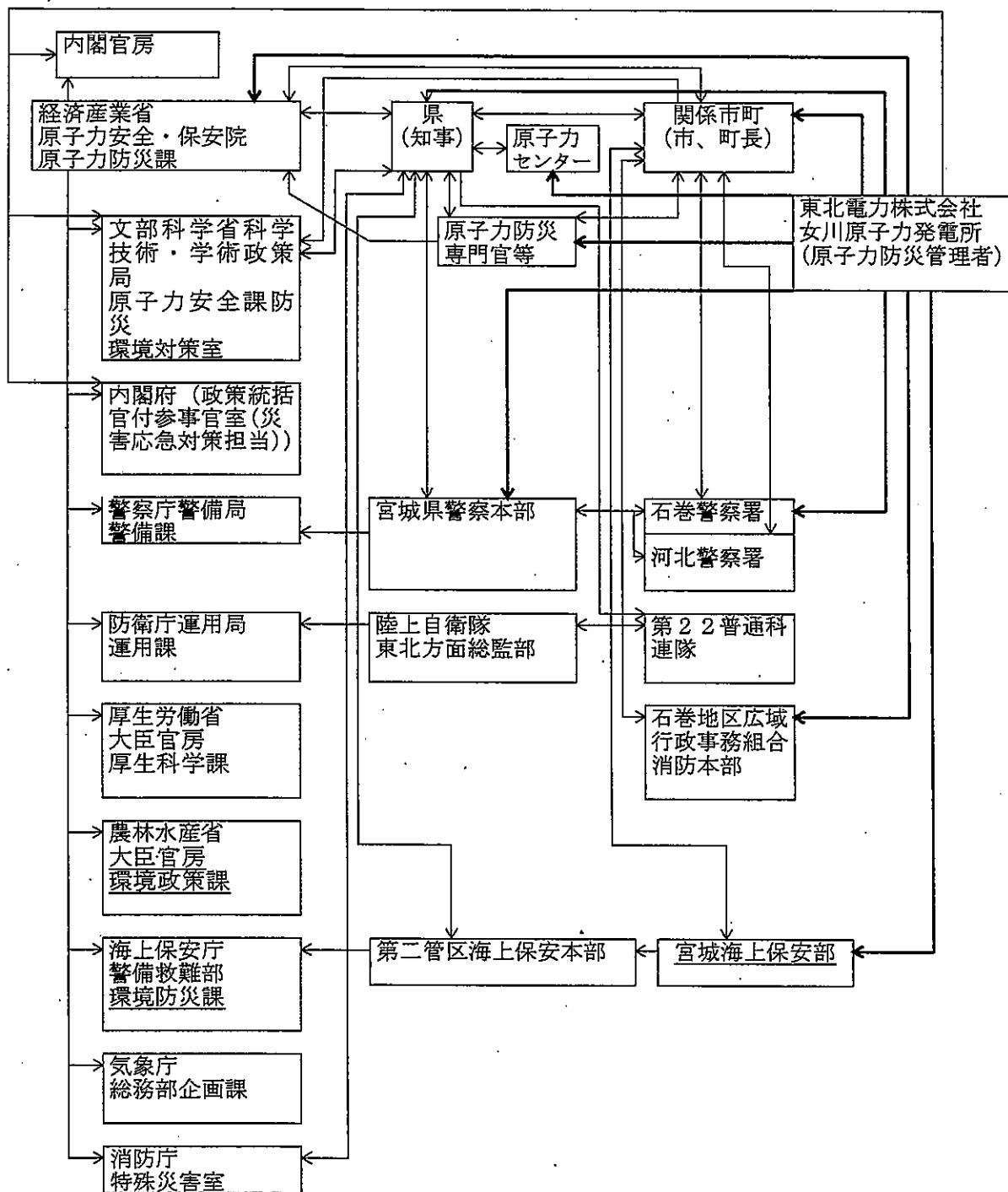
（2）宮城海上保安部の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた宮城海上保安部は、第二管区海上保安本部にその旨を直ちに報告するとともに、必要に応じ、関係市町との通報連絡に当たるものとする。

（3）石巻地区広域行政事務組合消防本部の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者から通報を受けた石巻地区広域行政事務組合消防本部は、直ちに所属消防署に通報し必要な指示を行うとともに、必要に応じ、関係市町と通報連絡を行うものとする。

図 3-2-1 緊急時通報連絡系統図



太線：1マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出された場合の通報連絡経路

4 応急対策活動情報の連絡

(1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

①原子力事業者は、県をはじめ官邸（内閣官房）、経済産業省、所在市町（女川町、石巻市）、県警察本部、石巻警察署、石巻地区広域行政事務組合消防本部、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に原子力発電所の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとし、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。

なお、県は、通報を受けた事象に関する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。

②県は、経済産業省（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。

③県及び関係市町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

④県は、防災関係機関との間において、原子力事業者及び経済産業省から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

⑤県（災害対策現地本部）は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

(2) 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

①県の災害対策現地本部は、国の原子力災害現地対策本部、緊急事態応急対策実施区域に係る関係市町の災害対策本部、原子力事業者その他防災関係機関とともに、対策拠点施設において、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた作業グループにそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県の災害対策現地本部が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

②県は、対策拠点施設に派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

③原子力防災専門官は、対策拠点施設において、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び緊急事態応急対策実施区域に係る所在市町（女川町、石巻市）をはじめ原子力事業者、防災関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行うこととされている。

第3節 事故発生初期の措置

1 県の活動体制

県は、原子力事業者から事故発生等の通報があった場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、関係市町及び原子力事業者等関係機関と緊密な連携を図りつつ、事故対策のためあらかじめ定められた警戒態勢をとるものとする。

なお、本計画に特定の定めのない事項については、宮城県災害対策本部要綱によるものとする。

(1) 警戒配備体制

①警戒配備

原子力災害に対する警戒が必要であると知事が認めた場合は、おおむね次の基準による配備に付き、第2節（情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保）に定めるところにより情報の収集及び通報連絡等に当たるものとする。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
警 戒 配 備	原子力発電所において事故が発生し、又はそれに先行する事象が検知されたとき。	環境生活部原子力安全対策室・原子力センター及び総務部危機対策課・管財課・広報課・石巻地方振興事務所の所要人員で、災害に関する情報収集、通報連絡及び広報が円滑に行い得る態勢とする。

警戒配備体制の組織及び所掌事務は図3-3-1のとおりとする。

②特別警戒配備

原子力災害に対する警戒体制を強化する必要があると知事が認めた場合は、環境生活部長を本部長とする宮城県原子力災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、おおむね次の基準による配備に付き、情報の収集、通報連絡、災害応急対策の実施等に当たるものとする。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
警 戒 本 部	原子力発電所のモニタリングポスト又は原子力発電所周辺地域における県のモニタリングステーション等によって1マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検知されたとき。	関係部（局）の主管課長補佐及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる態勢とする。

③警戒本部の組織及び分掌事務は表3-3-1のとおりとし、関係各課（室）所の所掌事務は図3-3-2のとおりとする。

表3-3-1 県の警戒本部の組織及び分掌事務

職名	充當職	職務
本部長	環境生活部長	知事の命を受け、警戒本部の事務を統轄する。
副本部長	<u>危機管理監</u> 環境生活部次長 (報道責任者)	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局長	原子力安全対策室長	本部長の命を受け、情報の収集整理、通報連絡その他災害応急対策実施に必要な事務を処理する。
事務局次長	<u>危機対策課長</u> <u>消防課長</u> 広報課長 <u>石巻地方振興事務所長</u> 原子力センター所長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局職員	危機対策課・管財課・ 広報課・原子力安全対 策室・ <u>石巻地方振興事務 所</u> ・原子力センター職員	上司の命を受け、災害応急対策に関する事務を処理 する。また、危機対策課、管財課、広報課は災害対策 本部の設置、原子力安全対策室、石巻地方振興事務所、 原子力センターは災害対策現地本部設置の準備を行 う。
連絡員	関係部（局）において 災害対策本部の連絡員 に充てられている職員	所属課において、事務局と所属部（局）との連絡調 整事務を処理する。
その他の職員	関係部課（所）配備職 員	関係部課（所）における情報の収集、連絡及び応急 対策に関する事務を処理する。

④警戒本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする。

(2) 警戒配備体制の解除

①警戒配備

知事は、原子力災害の危険が解消したと認めたときは、警戒配備を解くものとする。

②特別警戒配備（警戒本部）

知事は、原子力災害の危険が解消し、若しくは災害応急対策が完了したと認めたとき、又は災害対策本部等が設置されたときは、特別警戒配備を解き、警戒本部を廃止するものとする。

(3) 情報の収集

県は、原子力事業者から事故発生等の通報があった場合、国との連携を図りつつ原子力防災専門官、原子力事業者等から情報等を得るなど、事故の状況の把握に努めるものとする。

(4) 国に対する報告等

知事は、原子力発電所において事故が発生し、又はそれに先行する事象が検知されたときは、直ちに国に対し事故等の状況を報告するとともに、防護対策活動への移行に関する判断について助言を求めるものとする。

(5) モニタリングの開始

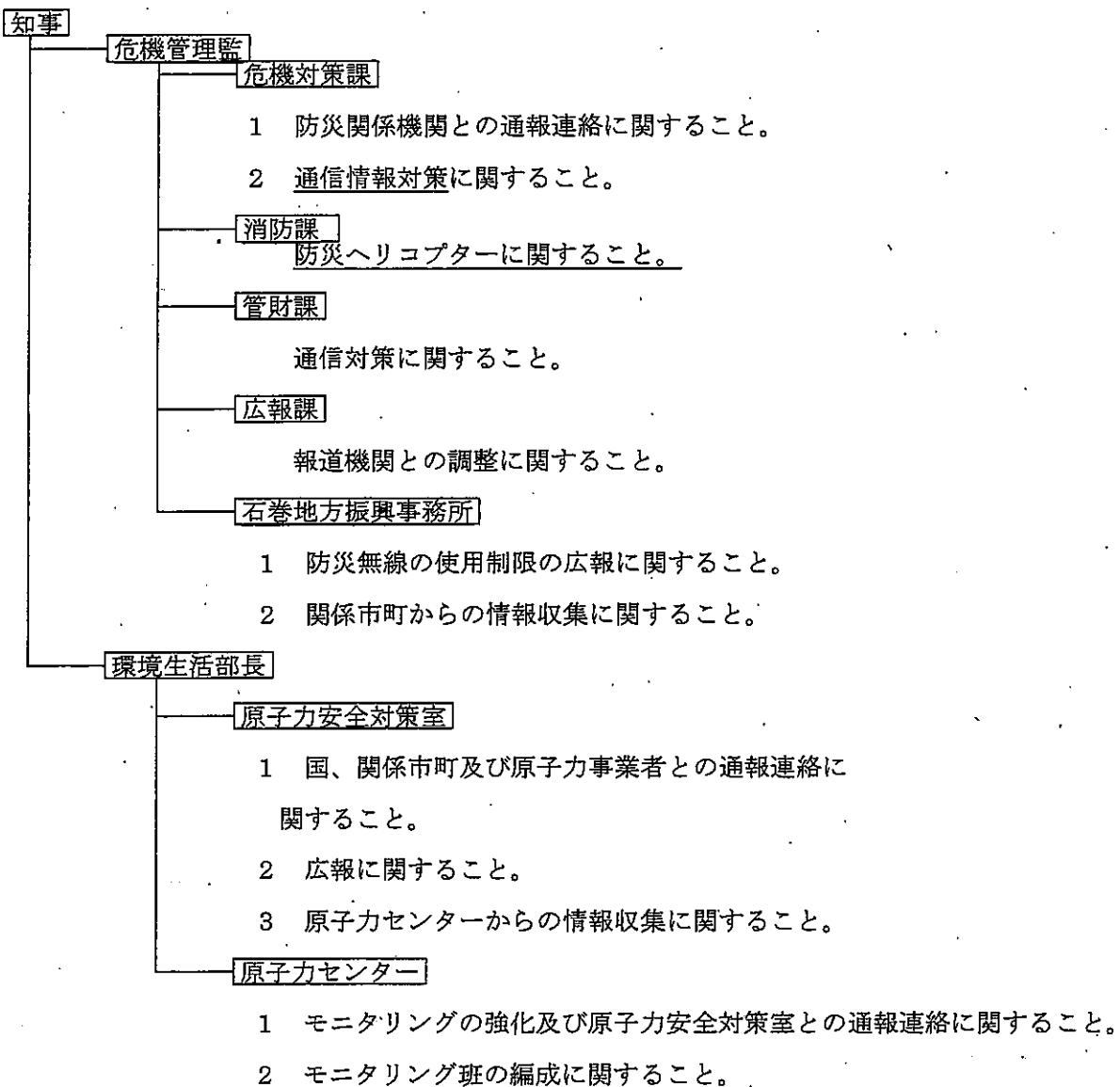
知事は、原子力事業者から事故発生等の通報を受けて環境モニタリング体制の強化が必要と認められた場合、又は原子力発電所周辺地域における環境モニタリングによって1マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検知された場合は、直ちに県原子力センター及び原子力事業者に対し、第6節（放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動）に定めるところにより、モニタリングステーション等の固定放射線測定施設及びモニタリング班によるモニタリングの開始を指示するものとする。

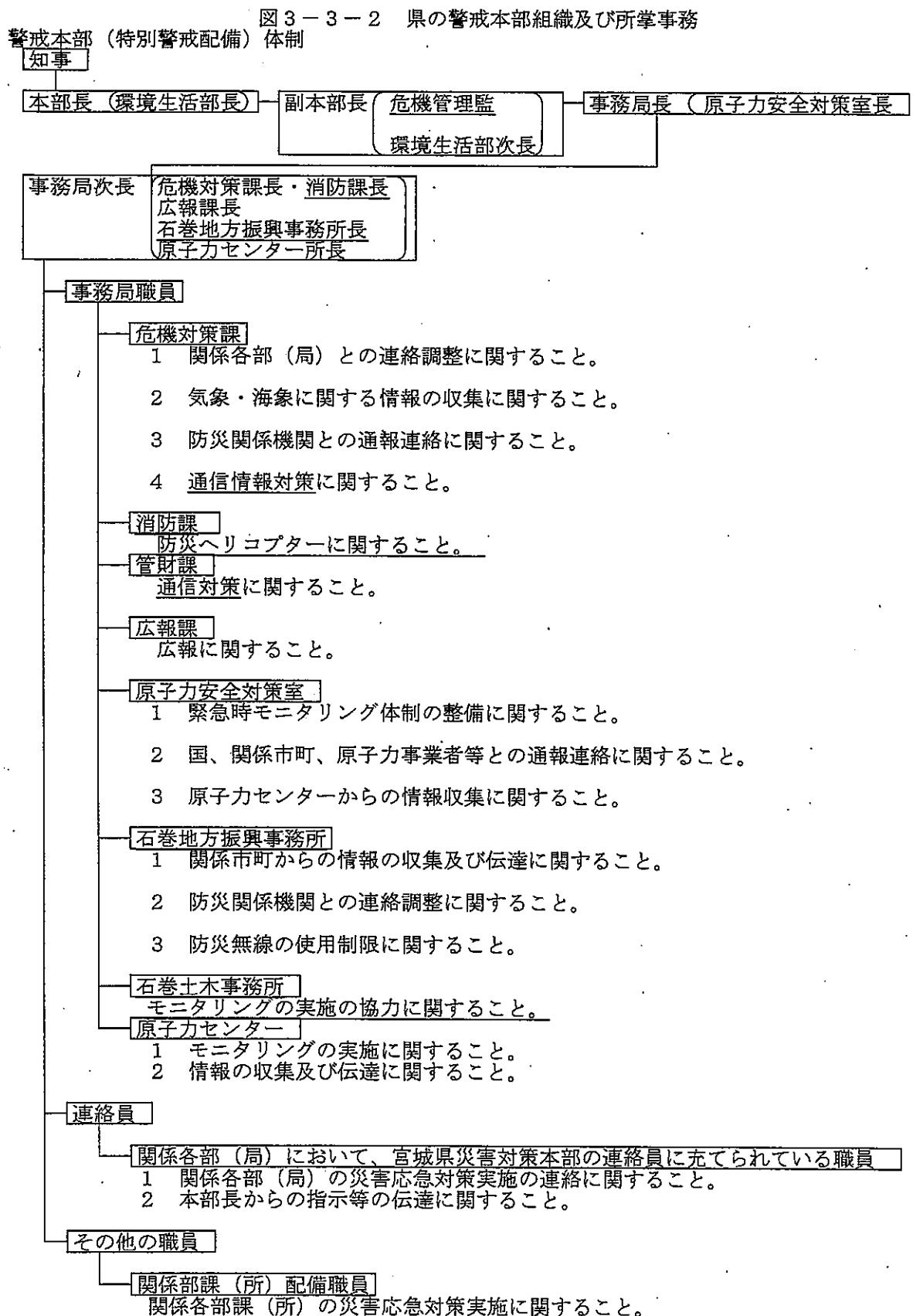
2 関係市町及び防災関係機関の活動体制

関係市町及び防災関係機関は、原子力事業者から事故発生等の通報があったとき、又は県から災害応急対策活動の準備要請等を受けたときは、直ちに活動体制を整えるものとする。

図 3-3-1 県の警戒配備体制組織及び所掌事務

警戒配備体制





第4節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 災害対策本部

①災害対策本部の設置基準

知事は、原子力発電所に事故が発生し、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合において必要と認めたときは、災害対策基本法第23条及び宮城県災害対策本部条例（昭和37年12月22日宮城県条例第32号）の規定に基づき、宮城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置するものとする。

②災害対策本部の配備体制

宮城県災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、原子力災害の防止及び被害の軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、必要な配備体制を取るものとする。

災害対策本部の配備の区分、時期及び内容等の基準は次のとおりとする。

配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容
災 害 対 策 本 部	1 原子力事業者から特定事象発生（5マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出された場合など）の通報を受けたとき、又は原子力発電所周辺地域における県のモニタリングステーション等によって5マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検出されたとき。 2 原子力発電所に事故が発生し、災害対策本部の設置について国からの指示指導又は助言があったとき。 3 原子力緊急事態宣言が発出されたとき。 4 その他特に知事が必要と認めたとき。	災害応急対策に従事することができる全職員を配備し、組織の全力をあげて活動する態勢とする。

③災害対策本部の組織及び分掌事務

災害対策本部の組織及び分掌事務は、原子力災害の特殊性にかんがみ、主要なものは、図3-4-1のとおりとし、本計画に特定の定めのないものについては、宮城県災害対策本部要綱によるものとする。

宮城県災害対策本部組織図（資料3-4-1）参照

宮城県災害対策本部の各部及び班の分掌事務（資料3-4-2）参照

④災害対策本部事務局

災害対策本部事務局の組織及び分掌事務等は、表3-4-1及び表3-4-2のとおりとする。

なお、本部事務局の設置場所は、そのつど事務局長が定めるものとする

表3-4-1 県の災害対策本部事務局の組織及び分掌事務

職名	充當職	職務
局長	危機管理監	本部長の命を受け、事務局の所掌事務を統轄する。
次長	危機対策課長 消防課長	事務局長を補佐し、事務局長が不在のときは、その職務代理する。
職員	1 危機対策課職員 及び消防課員並 びに応援職員と して指名された 職員 2 各部の本部連絡 員に指名された 職員	上司の命を受け、事務局の事務を処理する。 事務局と所属部との連絡調整事務を処理する。

表3-4-2 県の災害対策本部事務局の各係の分掌事務

班名	分掌事務
<u>総括班</u> <u>総括グループ</u>	<p>1 局務の総合調整に関すること。</p> <p>2 被害状況の集計・報告に関すること。</p> <p>3 各部への連絡に関すること。</p> <p>4 災害対策本部会議の運営に関すること。</p> <p>5 災害派遣の要請に関すること。</p> <p>6 その他災害対策に関すること。</p>
<u>情報班</u> <u>収集グループ</u>	<p>1 気象の予報警報及び気象情報等の受理伝達に関すること。</p> <p>2 支部に関する情報の連絡、指示の伝達及び支部からの情報受理に関すること。</p> <p>3 市町村・防災機関等に対する連絡及び市町村、防災機関等からの情報の収集に関すること。</p> <p>4 その他情報の取りまとめに関すること。</p>
<u>記録グループ</u>	情報の整理・記録に関すること。
<u>庶務グループ</u>	<p>1 事務局の庶務に関すること。</p> <p>2 視察、調査・陳情等の整理に関すること。</p>
<u>対策班</u> <u>対策・調整グループ</u>	<p>1 災害応急対策の調整に関すること。</p> <p>2 自衛隊派遣の調整に関すること。</p> <p>3 緊急消防援助隊に関すること。</p> <p>4 市町村間の相互応援の調整に関すること。</p> <p>5 その他災害の調整に関すること。</p>
<u>通信グループ</u>	防災無線の管理統制に関すること。

(2) 災害対策現地本部

本部長は、原子力災害の特殊性にかんがみ、災害対策本部の設置と同時に、宮城県原子力災害対策現地本部（以下「現地本部」という。）を設置するものとする。

①現地本部の組織及び所掌事務

現地本部の組織は、図3-4-2のとおりとし、所掌事務は次のとおりとする。

なお、現地本部長は、必要に応じ、所要の班を増設するものとする。

②現地本部の事務局及び各班の分掌事務

現地本部の所掌事務は次のとおりとし、現地本部事務局及び各班の分掌事務は、表3-4-3のとおりとする。

所掌事務
1 国の原子力防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。
2 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。
3 原子力災害合同対策協議会における応急対策の協議に関すること。
4 広報対策に関すること。
5 (緊急時) モニタリングに関すること。
6 放射能影響評価解析に関すること。
7 緊急時医療措置に関すること。
8 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。
9 災害情報の収集及び伝達に関すること。
10 関係市町及び現地防災関係機関との連絡調整に関すること。
11 飲食物の摂取制限等に関すること。
12 生活必需物資の供給に関すること。
13 その他本部長が指示する事項に関すること。

表3-4-3 県の現地本部事務局及び各班の分掌事務

名 称	分 掌 事 務
現地本部事務局	<p>1 県災害対策本部との連絡調整に関すること。</p> <p>2 防災専門官及び国から派遣された専門家との連絡調整に関すること。</p> <p>3 国の現地事故対策連絡会議及び原子力災害現地対策本部との連絡調整に関すること。</p> <p>4 原子力災害合同対策協議会運営への協力及び同会議における応急対策の協議に関すること。</p> <p>5 広報対策に関すること。</p> <p>6 本部長の指示等の関係市町等への伝達に関すること。</p> <p>7 災害情報の収集及び伝達に関すること。</p> <p>8 関係市町及び現地防災関係機関等との連絡調整に関すること。</p> <p>9 現地本部の庶務に関すること。</p> <p>10 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</p>

班 名	分 掌 事 務
モニタリング班	<p>1 (緊急時) モニタリングに関すること。</p> <p>2 放射能影響評価解析に関すること。</p> <p>3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</p>
医療班	<p>1 緊急時医療措置に関すること。</p> <p>2 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</p>
住民生活班	<p>1 生活必需物資の供給に関すること。</p> <p>2 飲食物の摂取制限に関すること。</p> <p>3 その他現地本部長が指示する事項に関すること。</p>
警察班	<p>1 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること。</p> <p>2 立入り等の制限措置及び解除に関すること。</p> <p>3 防護対策地区及び周辺地域の警戒警備に関すること。</p> <p>4 避難路及び応急対策車両の通行確保の交通規制等に関すること。</p> <p>5 その他県警察本部長の特命事項に関すること。</p>

③防災関係機関の連絡員の派遣

本部長は、現地本部を設置した場合、直ちに関係市町長、原子力事業者、陸上自衛隊東北方面総監、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防長その他の防災関係機関の長に対し、現地本部に駐在する連絡員の派遣を要請し、災害応急対策活動の円滑な実施を図るものとする。

④現地本部の設置場所

現地本部は、原則として対策拠点施設に設置するものとする。

(3) 対策拠点施設の設営準備への協力

県（現地本部）は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会の開催準備等の協力をを行うものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

県は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を対策拠点施設に派遣するものとする。

(5) 国等との情報の共有等

県は、対策拠点施設に派遣された県の職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について隨時連絡するなど当該職員を通じて国の現地事故対策連絡会議などにおいて国等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(6) 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、おおむね以下の基準によるものとする。

①本部長が、原子力発電所の事故が終結し、災害応急対策が完了した、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

②原子力緊急事態解除宣言がなされ、本部長が廃止を認めたとき。

2 原子力災害合同対策協議会への出席等

本部長は、原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、現地本部長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

原子力災害合同対策協議会の構成員は表3-4-4のとおりである。

また、県は、あらかじめ定められた職員を原子力災害合同対策協議会が開催される対策拠点施設に派遣し、原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握、医療関係情報の把握等の活動に従事させるものとする。

表 3-4-4 原子力災害合同対策協議会の構成員

関係機関	構成員：10数名	補助構成員：約20名
国	現地対策本部長 原子力安全・保安院審議官 内閣官房内閣参事官（安全保障、危機管理担当） その他指定行政機関代表者	合同対策協議会総括班責任者 合同対策協議会広報班責任者 合同対策協議会プラント班責任者 合同対策協議会放射線班責任者 合同対策協議会運営支援班責任者 保安検査官事務所長 原子力防災専門官 その他現地対策本部要員
県	現地本部長 現地副本部長（総括担当） (住民生活・連絡調整担当) (広報・モニタリング担当) (医療・住民生活担当)	合同対策協議会総括班副責任者 (現地本部事務局長) 合同対策協議会広報班副責任者 (現地副本部長(広報・モニタリング担当)) 合同対策協議会放射線班副責任者 (現地本部緊急モニタリング班長) 合同対策協議会医療班責任者 (現地副本部長(医療・住民生活担当)) 合同対策協議会住民安全班責任者 (現地副本部長(住民生活・連絡調整担当)) 合同対策協議会運営支援班副責任者 (現地本部事務局次長) 現地本部警察班長 その他現地本部要員
関係市町	災害対策副本部長	災害対策本部要員 消防本部代表者
原子力事業者	本店緊急時対策本部副本部長	発電所緊急時対策本部副本部長
原子力安全委員会等	原子力安全委員 緊急事態応急対策調査委員	

なお、県は、あらかじめ定められた運営要領に基づき、国、関係市町と協力して原子力災害合同対策協議会の運営に当たるものとする。

宮城県原子力災害警戒本部・災害対策本部運営要領（資料3-4-3）参照

3 国に対する報告

本部長は、災害対策本部及び現地本部を設置した場合は、直ちに国（経済産業省、文部科学省、消防庁）に対し、この旨を報告するものとする。

4 専門家の助言及び専門家の派遣の要請

本部長は、特定事象発生の通報がなされた場合、応急対策の実施に関して原子力防災部会の学識経験者など県内の専門家から助言を得るとともに、必要に応じ、経済産業省に対して専門家の派遣を要請するものとする。

5 応援要請及び職員の派遣要請等

（1）応援要請

①本部長は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県知事等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

②本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、原子力事業者に対し、防災要員の派遣を要請するものとする。

③本部長は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合、又は関係市町長から要請があった場合は、消防庁長官に対し速やかにその出動を要請するものとする。

なお、原子力災害緊急事態宣言が発出された場合、緊急消防援助隊の派遣要請について準備しておくものとする。

④県警察本部長は、必要に応じ、警察庁及び東北管区警察局と連携し、県公安委員会を通じ全国都道府県警察に対して広域緊急援助隊等の出動を要請するものとする。

（2）職員の派遣要請等

①本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

②本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

(3) 防災関係機関等に対する協力要請

本部長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、地方公共団体その他の執行機関の長、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、必要な人員等の協力を要請するものとする。

6 関係市町への協力体制

本部長（知事）は、関係市町長が災害対策本部を設置した場合には、正確な情報を提供し、当該市町の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう協力するものとする。

7 自衛隊の派遣要請等

知事は、自衛隊の災害派遣要請の必要があると認める場合又は関係市町長から要請するよう求めがあった場合は、国の原子力災害対策本部設置前においては、直ちに自ら災害派遣を要請し、国の原子力災害対策本部設置後においては、対策拠点施設における緊急事態応急対策に関する事項を踏まえ知事（本部長）又は国の原子力災害対策本部長が直ちに災害派遣を要請するものとする。

8 防災業務関係者の安全確保

本部長は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防災業務関係者の安全確保方針

本部長は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、現地本部長及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理に配意するとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配意するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期すため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意するものとする。

(2) 防護対策

①現地本部長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の準備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

②現地本部長は、関係市町やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の準備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

③現地本部長は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対し原子力災害合同対策協議会の場などにおいて、防護資機材の調達の要請を行うものとする。

(3) 防災業務関係者の被ばく管理

- ①防災業務関係者の被ばく管理については、表3-4-5「防災業務関係者の防護指標」に基づき行うものとする。
- ②防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、県の防災業務関係者の被ばく管理を現地本部事務局が担うものとする。
- ③県の現地本部事務局は、現地本部に被ばく管理を行う場所を設定し、必要に応じ除染等の医療措置を行うものとする。
- ④県の現地本部事務局は、モニタリング班、医療班と緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとする。
- ⑤県は、さらに、被ばく管理の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、国の原子力災害現地対策本部等）に対し、緊急被ばく医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。
- ⑥県は、応急対策活動を行う県の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ⑦県は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、関係市町長及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

表3-4-5 防災業務関係者の防護指標

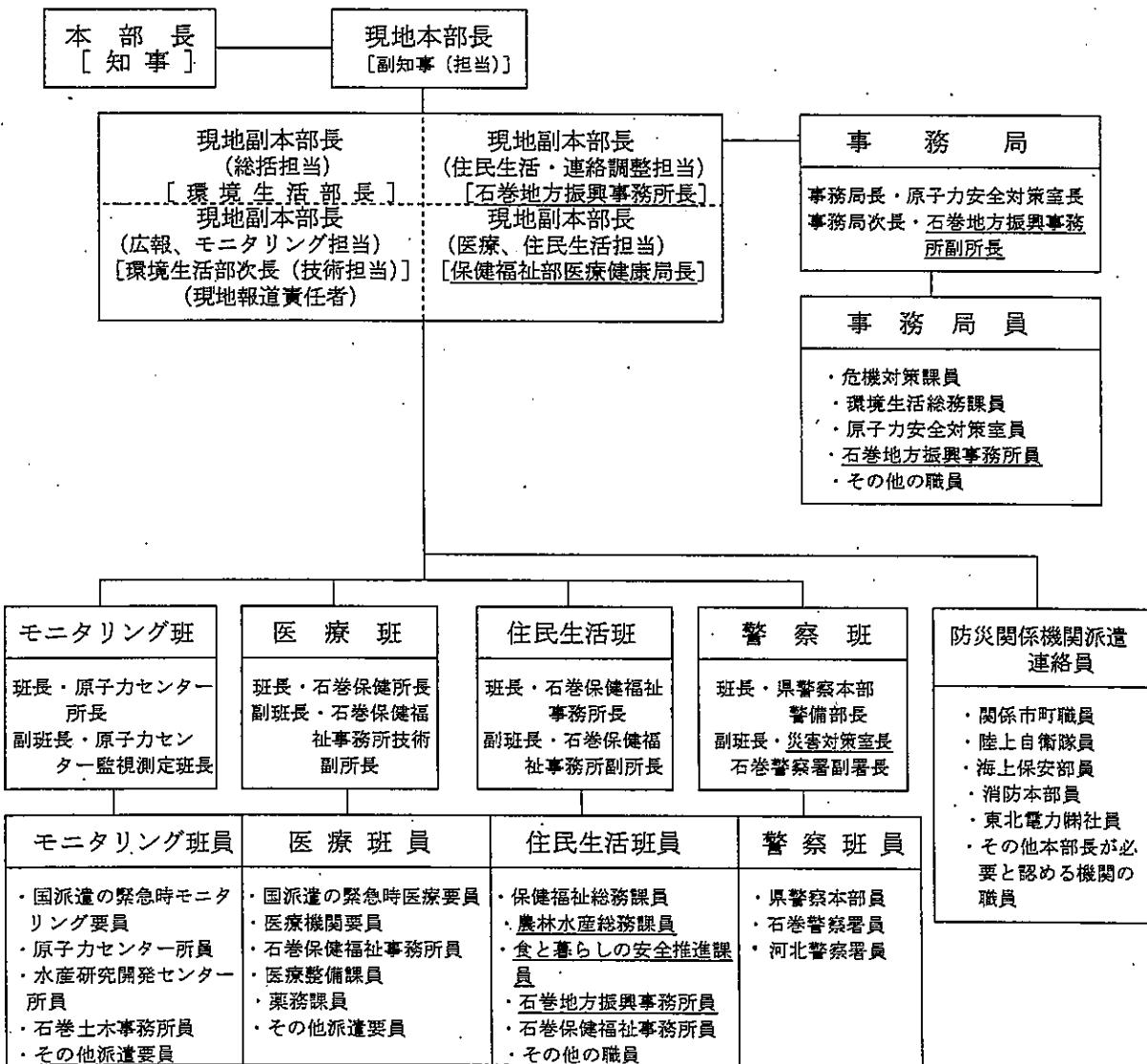
防災業務関係者の業務区分	外部被ばくによる実効線量の上限
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する場合	50 mSv
事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大の防止及び人命救助等緊急かつやむを得ない作業を実施する場合	100 mSv 作業内容に応じて、必要がある場合 ・眼の水晶体について等価線量で 300 mSv ・皮膚について等価線量で 1 Sv

図3-4-1 県の災害対策本部の組織及び分掌事務（主要なもの）



土木部	道路班	道路交通の確保に関すること。
(部長・土木部長、副部長・土木部次長)	(道路課長)	
企業部	総務班	応急対策の連絡調整に関すること。
(部長・企業局長、副部長・企業局次長)	(総務課長)	
病院部	県立病院班	県立病院に関すること。
(部長・病院局長、副部長・病院局次長)	(県立病院課長)	
教育部	総務班	文教対策及び教育施設との連絡に関すること。
(部長・教育長、副部長・教育次長)	(総務課長)	
警察部	警備班	1 立入制限措置及び退避等の誘導と警戒警備に関すること。
(部長・警察本部長 副部長・警務部長)	(警備課長)	
		2 交通秩序の維持に関すること。

図3-4-2 県の現地本部の組織



第5節 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への情報伝達活動

(1) 迅速・的確な情報提供、広報

県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行うものとする。

(2) 例文の準備、情報の一元化

県は、住民等への情報提供にあたっては国や関係市町と連携し、あらかじめわかりやすい例文を準備するとともに、情報の一元化を図り、情報の発信元を明確にするものとする。

なお、住民等に対する広報及び指示伝達は、図3-5-1で示す系統図により行うものとする。

(3) 情報提供の定期性等

県は、利用可能な様々な情報伝達手段を活用して繰り返し広報するよう努めるものとし、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。

(4) 報道責任者の指定

知事は、警戒本部、災害対策本部及び災害対策現地本部における報道責任者をあらかじめ定めておき、災害情報の発表に当たらせるものとする。

なお、知事（本部長）が必要と認めるときは、報道機関に要請の上、自らテレビ、ラジオ等を通じ直接県民に対して必要な呼び掛けを行うものとする。

(5) 緊急放送による情報提供

知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関に緊急放送の実施を要請し、住民に対して情報の提供を行うものとする。

また、関係市町長に対しては、必要に応じ、住民の行動に関する必要な事項の指示を行うほか、広報の実施に必要な情報を適時伝達するものとする。

(6) 県内各市町村への情報提供等

知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、宮城県防災行政無線等を用いて県内各市町村に対して情報の提供を行い、住民等の問い合わせに対して適切な対応を指示するものとする。

(7) 周辺海域への情報伝達等の要請

知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が海上の船舶に及び、又は及ぶおそれがある場合には、宮城海上保安部長に対しその旨を通報するとともに、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請するものとする。

また、宮城県漁業無線局に緊急通信の実施を要請し、周辺海域の漁船に対して情報の提供を行うものとする。

(8) 隣接県等への情報提供等

知事（本部長）は、放射性物質の大量放出による影響が周辺地域に及び、又は及ぶおそれがある場合には、必要に応じ、隣接県等に対して情報の提供を行い、住民等の問い合わせに対して適切な対応を要請するものとする。

(9) 適切な情報の提供

県は、第4節（活動体制の確立）に定める役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、民心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとし、県が行う情報伝達事項は、おおむね次のとおりとする。

- ①事故の概要
- ②原子力発電所における対策状況
- ③災害の現況及び今後の予測
- ④県及び関係市町並びに国、防災関係機関の対策状況
- ⑤住民等のとるべき措置及び注意事項
- ⑥その他必要と認める事項

(10) 原子力災害合同対策協議会における確認

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合には、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、国の原子力災害現地対策本部、指定行政機関、関係市町、原子力事業者及び公共機関と相互に連絡をとりあうものとする。

(11) 様々な情報伝達手段の活用

県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等可能な限りのメディアを活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

県は、国、関係市町等と連携し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

3 関係市町の行う広報及び指示伝達

(1) 住民等への広報

関係市町長は、知事（本部長）の指示を受け、又は状況に応じ、あらかじめ定めるところにより住民等に対して次の事項について広報を行うものとする。

- ①災害の現況及び今後の予測
- ②関係市町及び県並びに国、防災関係機関の対策状況
- ③地区（集落）別の住民のとるべき措置及び注意事項
- ④その他必要と認める事項

(2) 情報の指示・伝達

関係市町は、住民等に対し、防災行政無線、有線放送、広報車、立看板等のあらゆる広報手段を用いて必要な情報及び指示の伝達を行うものとする。

なお、要員及び機材が不足する場合は、知事（本部長）に対し応援を要請することができるものとする。

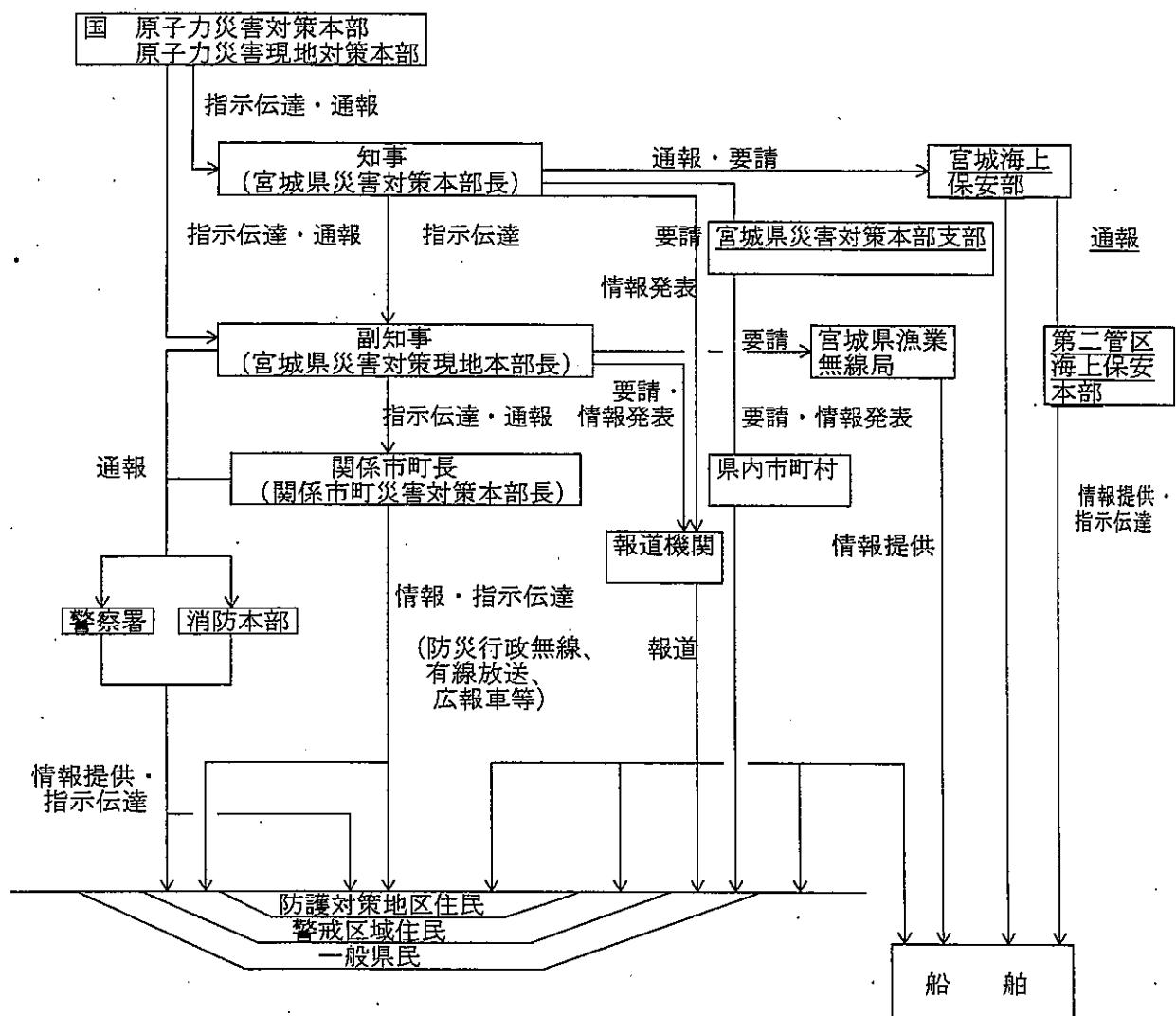
4 宮城海上保安部の行う広報及び指示伝達

宮城海上保安部長は、知事（本部長）から1-（7）による通報及び要請があった場合は、船舶無線、巡視船等により周辺海域の漁船等の船舶に対し必要な情報を提供するとともに、安全な海域への避難等を指示するものとする。

5 その他の防災関係機関の行う広報

防災関係機関が所管業務に係る対策のために行う広報のうち、情報の混乱防止上必要なものについては、知事（本部長）及び原子力災害合同対策協議会と連絡調整の上行うものとする。

図3-5-1 住民に対する広報及び指示伝達系統図



第6節 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

1 緊急時モニタリング実施体制

(1) 原子力事業者から事故発生等の通報があった場合の対応

①緊急時モニタリングの準備等

県は、原子力事業者から事故発生等の通報があった場合、平常時のモニタリングを強化し、結果をとりまとめ、原子力事業者、関係市町、防災関係機関等に連絡するものとする。また、緊急時モニタリング実施要領（資料3-6-1）に基づき、緊急時モニタリングの準備を開始するものとする。（警戒配備段階）

②モニタリングの実施

県は、原子力事業者からモニタリングポストでの1マイクロシーベルト／時以上の放射線量検知の通報を受けた場合、又は原子力発電所周辺地域における県のモニタリングステーション等によって1マイクロシーベルト／時以上の放射線量が検知された場合は、原子力センター内にモニタリング班を設置し、緊急時モニタリング実施要領に基づきモニタリングを実施するものとする。

（特別警戒配備、警戒本部段階）

なお、災害対策本部設置以前のモニタリング班は、災害対策本部が設置された場合には現地本部のモニタリング班に移行するものとする。

(2) 特定事象発生の通報を受けた場合の対応

①モニタリングの実施

県現地本部は、特定事象発生の通報を受けた場合、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、緊急時モニタリング実施要領に基づきモニタリングを実施するものとする。（災害対策本部設置段階）

②モニタリング結果の連絡

県は、モニタリングの結果をとりまとめ、経済産業省、文部科学省、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策会議に連絡するものとし、関係市町及びその他の防災関係機関には県に派遣された防災関係機関派遣連絡員を通して連絡するものとする。

(3) 原子力緊急事態宣言発出後の対応

①緊急時モニタリングの実施

県現地本部は、原子力緊急事態宣言が発出された場合、周辺への放射性物質又は放射線に関する情報を得るために（第1段階モニタリング）、また、住民等への効果的な防護対策の実施に必要となる放射性物質又は放射線に関する情報を得るために（第2段階モニタリング）、原子力災害合同対策協議会の方針及び緊急時モニタリング実施要領に基づき、緊急時モニタリングを実施する

ものとする。

②緊急時モニタリング結果の連絡

県現地本部は、緊急時モニタリングの結果をとりまとめ、原子力災害合同対策協議会に報告にするとともに、防災関係機関に対して同合同対策協議会に派遣された連絡員等を通して連絡するものとする。

(4) 関係機関等への協力要請

①情報提供の要請

知事（本部長）は、原子力事業者から事故発生の通報を受けたときは、直ちに原子力防災管理者及び仙台管区気象台長に対し、（緊急時）モニタリングの実施に当たり必要な、気象等に関する予報警報、気象情報の提供を要請するものとする。

なお、情報の提供は、専用回線ファクシミリ（仙台管区気象台は無線ファクシミリ）によるものとする。

②モニタリング活動に対する協力要請

知事（本部長）は、必要に応じ、関係市町長、東北方面総監、宮城海上保安部長等に対し、それぞれ陸上、空中及び海上の（緊急時）モニタリングに対する協力を要請するものとする。

③モニタリング要員等の派遣及び機材の貸与要請

知事（本部長）は、（緊急時）モニタリング体制を整備強化するため、国、原子力事業者等に対し、モニタリング要員等の派遣及び機材の貸与を要請するものとする。

(5) モニタリング班の組織及び業務

①モニタリング班の組織

モニタリング班は、モニタリング班長、副班長及び次に掲げる要員をもって構成するものとし、モニタリング班の組織は、図3-6-1のとおりとする。

イ 国派遣の緊急時モニタリング要員

ロ 県のモニタリング要員

ハ 原子力事業者のモニタリング要員

ニ 関係市町等のモニタリング協力要員

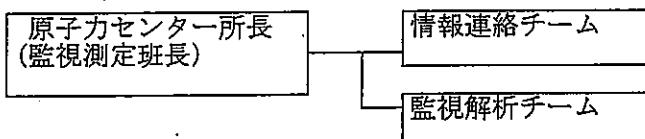
ホ 他県等派遣のモニタリング要員

モニタリング班の各チームの編成は、緊急時モニタリング実施要領（資料3-6-1）のとおりである。

なお、初期の段階においては複数のグループを編成しないで全体として一つのチームで当面のモニタリング活動に当たるものとする。

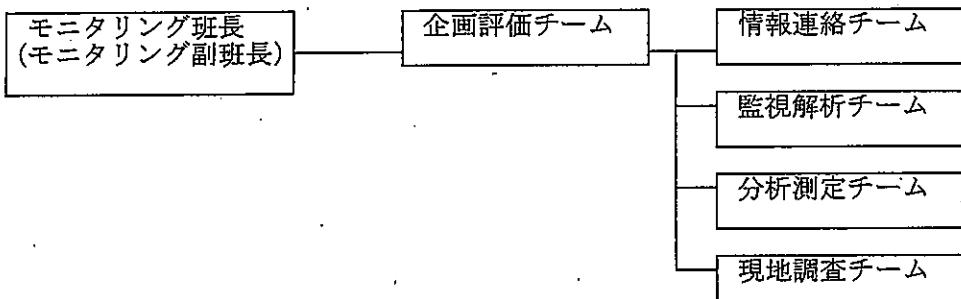
図3-6-1 モニタリング班の組織図

①警戒配備：原子力センター職員



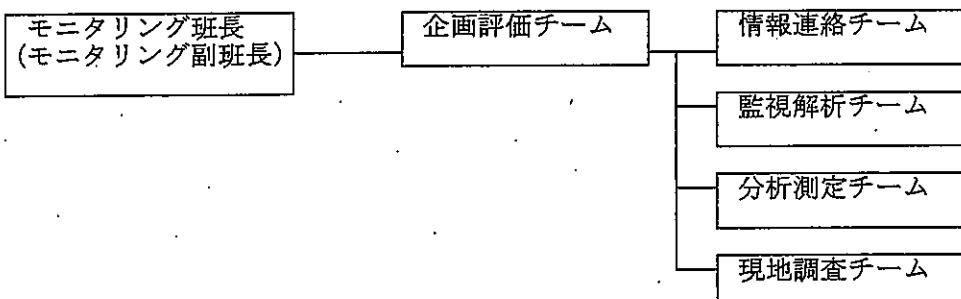
* : モニタリング班設置の準備をする。

②警戒本部：原子力センター職員、東北電力㈱社員



* : 企画評価チームは、各チームの中から班長が指名する。

③災害対策本部：原子力センター職員、東北電力㈱社員、関係市町職員、専門的知識を有する県職員、
国派遣職員（原子力緊急事態宣言発出時）等



②モニタリング班の業務

モニタリング班の業務は、表3-6-1のとおりとする。

モニタリング班の業務基本フロー（資料3-6-1、図3-1）参照。

表3-6-1 モニタリング班の業務

チーム名	業 務
企画評価チーム	1 放出源及び気象情報の分析に関すること。 2 緊急時モニタリング実施計画の策定に関すること。 3 緊急時モニタリング結果の解析評価に関すること。 4 空間放射線量率の予測地図に関すること。 5 大気中放射性物質濃度の予測地図に関すること。 6 予測線量及び実効線量の推定・評価に関すること。 7 モニタリング作業全般に係る指示及び管理に関すること。
情報連絡チーム	1 放出源情報及び気象情報の収集に関すること。 2 モニタリング要員等の派遣要請に関すること。 3 現地調査チームとの連絡に関すること。
監視解析チーム	1 連続モニターによる監視に関すること。 2 SPEEDIネットワークシステムに関すること。
分析測定チーム	1 積算線量の測定に関すること。 2 環境試料中の放射性物質の測定に関すること。 3 現地調査チームの機材準備に関すること。
現地調査チーム	1 移動観測車の測定に関すること。 2 大気中放射線の測定に関すること。 3 環境試料の採取に関すること。 4 大気中ヨウ素及び浮遊塵の採取に関すること。 5 積算線量計の取付回収に関すること。

③ (緊急時) モニタリング実施のための機器等

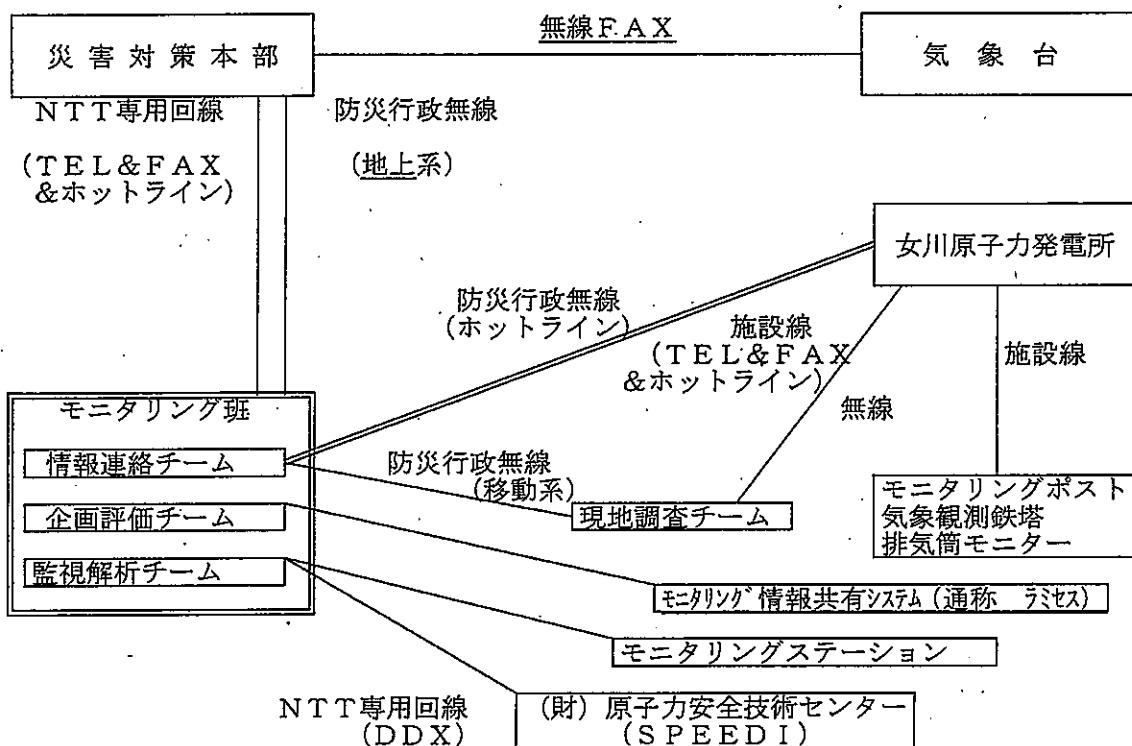
(緊急時) モニタリング実施のための機器等については、資料 3-6-1、表 7-1 のとおりである。

なお、国から災害対策本部へ派遣される要員、機器等は、資料 1-7-1 のとおりである。

④ (緊急時) モニタリング実施のための通信連絡

(緊急時) モニタリング実施のための通信連絡は、図 3-6-2 で示す通信連絡系統図に従つ行うものとする。

図 3-6-2 (緊急時) 環境モニタリング実施通信連絡系統図



2 緊急時モニタリングの実施方法及び内容

(1) 段階的モニタリングの実施

緊急時モニタリングは、防災対策を効果的に実施する判断資料を得るため、緊急時モニタリング実施要領に基づき緊急時モニタリング実施計画を策定して、次のように段階的に行うものとする。

①原子力緊急事態宣言発出前のモニタリング

原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングは、原子力緊急事態宣言発出後、直ちに必要な防災対策を効果的に実施する判断資料を得、かつ原子力緊急事態宣言発出後の緊急時モニタリングを効果的に行うための準備段階として行うものである。

②原子力緊急事態宣言発出後の第1段階モニタリング

第1段階モニタリングは、原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングに引き続き、原子力緊急事態宣言が発出されると同時に開始し、この結果は放出源情報、気象情報及びS P E E D I ネットワークシステム等から得られる情報とともに予測線量の推定に用いられ、屋内退避、コンクリート屋内退避、避難、立入制限、飲食物摂取制限等防災対策を効果的に実施するための判断資料を得るために行うものである。

③原子力緊急事態宣言発出後の第2段階モニタリング

第2段階モニタリングは、第1段階モニタリングに引き続き、第1段階モニタリングの結果必要と考えられるより広範な地域について、住民等の被ばく線量評価及び環境の汚染状況評価を目標として、より詳細な測定のもとに実施するものである。

(2) モニタリングの実施内容

①措置

(緊急時) モニタリングの実施に当たっては、各段階のモニタリングにおいて、それぞれの目的に合わせて表 3-6-2 の内容の措置を講ずるものとする。

表 3-6-2 (緊急時) モニタリングの措置内容

原子力緊急事態宣言 発出前のモニタリング	原子力緊急事態宣言発出後	
	第1段階モニタリング	第2段階モニタリング
放出源状況の確認		
気象データの解析		
緊急時モニタリング実施計画の策定・変更		
緊急時モニタリング実施計画に基づく測定及び分析		
	空間放射線量率の予測地図の作成	
	大気中放射性物質濃度の予測地図の作成	
	予測線量の評価	
		住民の甲状腺等価線量の評価
		住民の全身の実効線量の評価
		蓄積放射性物質の時間的変化の追跡調査

②測定・分析項目及び測定・試料採取地点

(緊急時) モニタリングにおいて実施する測定・分析項目並びに測定及び試料採取地点は、表 3-6-3 のとおりとする。

表3-6-3 (緊急時) モニタリングの測定・分析項目及び測定・試料採取地点

原子力緊急事態宣言 発出前のモニタリング		原子力緊急事態宣言発出後	
測定・分析項目	第1段階モニタリング		第2段階モニタリング
	空間放射線量率		
		空間放射線積算線量	
	大気中の放射性ヨウ素濃度		
		環境試料中のヨウ素濃度	
		大気中の放射性物質濃度	
			環境試料中の放射性核種濃度
気象観測			
測定・試料採取地点	1 最大空間放射線量率及び大気中ヨウ素最大濃度の出現予測地点	原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングによって必要と認められる地点(注)	第1段階モニタリングによって必要と認められる地点
	2 最大空間放射線量率及び大気中ヨウ素最大濃度出現予測地点を中心とするおおむね60度セクター内の地点をはじめとし、必要に応じ、おおむね120度セクター内の地点		
	3 風下方向の集落(地点数は、気象状況等により適宜決める。)		

(注) 原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングを実施しない場合においては、第1段階モニタリングの測定・試料採取地点中「原子力緊急事態宣言発出前のモニタリングによって必要と認められる地点」は、「最大空間放射線量率及び大気中ヨウ素最大濃度の出現予測地点」と読み替える。

③測定方法

測定方法は、資料3-6-1、表7-2のとおりとする。

3 測定結果の報告

測定結果は、企画評価チームが評価、解析して、モニタリング班長に報告する。

モニタリング班長は防災対策を効果的に実施する判断資料として現地本部会議及び原子力災害合同対策協議会に報告するとともに取るべき防災対策に関して意見を具申するものとする。

第7節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 屋内退避、避難の指示等の連絡、確認等

①本部長は、モニタリングの結果に基づき表3-7-1「屋内退避及び避難等に関する指標」を考慮して、関係市町長に対し、住民等に対する屋内退避、コンクリート屋内退避又は避難のための立ち退き（以下「住民等に対する退避等」という。）の勧告又は指示について指導・助言をするものとする。また、本部長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合においては、内閣総理大臣の指示に従い、関係市町長に対し、住民等に対する退避等の勧告又は指示について連絡するものとする。

②県は、住民等の避難誘導に当たっては、関係市町に協力し、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

③県は、関係市町長が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、関係市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。

④県は、関係市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、受入先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示するものとする。なお、この場合、県は受入先の市町村と協議のうえ、避難が必要な区域の関係市町に対し避難所となる施設を示すものとする。

(2) 災害時要援護者への配慮

県は、関係市町に協力し、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮するものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。また、災害時要援護者に向けた情報の提供、生活環境についても十分配慮するものとする。

(3) 避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

本部長は、関係市町長等が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう関係機関に要請するものとする。

(4) 飲食物、生活必需品等の供給

本部長は、関係市町からコンクリート屋内退避所、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認めた場合は、備蓄品の供給・貸与、事業者等への物資の調達要請等を行うものとする。

表 3-7-1 屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量	
10 mSv ～ 50 mSv	100 mSv ～ 500 mSv	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建屋内に退避するか、又は避難すること。
50 mSv 以上	500 mSv 以上	住民は、指示に従いコンクリート建家内に退避するか、又は避難すること。

- (注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定し、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示が行われる。
- 2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

2 退避等の指示

(1) 防護対策地区の決定

本部長は、住民等に対する退避等の防護対策を実施する場合は、直ちに国から派遣される専門家等の助言を得て、原子力緊急事態宣言が発出された場合は国の助言を得て、気象状況、放射性物質の放出状況等を勘案し、あらかじめ区画した方位・距離別の防災対策区画（資料3-7-1）を単位として、住民等の防護対策を講ずべき区域（以下「防護対策地区」という。）を決定し、関係市町長に指示するものとする。

また、宮城海上保安部長に対しては、船舶の安全海域への避難措置について要請するものとする。

(2) 警戒区域の設定

関係市町長は、本部長から防護対策地区内の住民等に対する退避等の指示を受けたときは、本部長の指導・助言を得て、災害対策基本法第63条の規定に基づき、必要に応じ、警戒区域を設定するものとする。

なお、警戒区域を設定したときの住民等への対応は、第5節（住民等への的確な情報伝達活動）の定めるところにより伝達するものとする。

緊急事態対策ゾーンの概念図（資料3-7-2）参照

(3) 関係市町長の講じておく措置

関係市町長は、退避等の場合において、住民等が心理的な動搖と混乱を起こす事なく指示に従って行動ができるようあらかじめ次の事項を把握し、又は定めておき、これを基に退避等措置計画を定めておくものとする。

①防災対策区画の地区（集落）ごとに把握し、又は定めておく事項

- イ 人口
- ロ 地区の連絡責任者
- ハ 避難場所（名称、所在地、収容可能人員数）
- ニ コンクリート屋内退避施設（名称、所在地、収容可能人員数）
- ホ 自家用車（船舶）数
- ヘ 移送を要する推定人員
- ト その他必要な事項

②広域避難等のために定めておく事項

- イ 集合場所
- ロ 避難経路及び避難方法
- ハ その他必要な事項

(4) 屋内退避

①本部長は、屋内退避を決定したときは、直ちに関係市町長に対し、次に掲げる事項を指示するとともに、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて防護対策地区内の住民等に周知させるものとする。

イ 事故の概要

ロ 災害の状況と今後の予測

ハ 講じている対策と今後とるべき措置

ニ 屋内退避をとるべき防護対策地区

ホ その他必要な事項

②関係市町長は、本部長から屋内退避の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、防護対策地区内の住民等に対して速やかに屋内退避をするように指示するものとする。

(5) コンクリート屋内退避又は避難

①本部長は、コンクリート屋内退避又は避難を決定したときは、直ちに関係市町に対し、(4)一①に掲げる事項を指示し、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、防護対策地区内の住民等に周知させるとともに、関係市町長の指示に従って行動するよう呼びかけるものとする。

②本部長は、①の指示をしたときは、宮城海上保安部長、石巻地区広域行政事務組合消防長、公共輸送機関の長、東北方面総監その他の防災関係機関の長に対し、協力を要請するものとする。

③関係市町長は、本部長からコンクリート屋内退避又は避難の指示を受けたときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、退避（避難）所、経路、集合場所等を決定するとともに、防護対策地区内の住民等に対し、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講ずるものとし、特に乳幼児、妊婦及びその付添人を優先するとともに、付添人の数は必要最小限にとどめるよう指示するものとする。

④関係市町長は、防護対策地区内の学校、公共施設等の施設に係るコンクリート屋内退避又は避難について、特に当該施設の管理者及び関係防災機関との連絡を密にし、住民等に適切かつ明確な指示を与えて実施するよう配慮するものとする。

3 退避等の方法

(1) 屋内退避

屋内退避は、原則として住民が自宅内にとどまるものとする。

①関係市町長は、防護対策地区内の戸外にいる住民等に対し、速やかに自宅に戻るか、又は近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。

②本部長は、屋内退避中の住民等に対して、必要に応じ、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて必要な情報を提供し、関係市町長は、防災行政無線等の広報手段を用いて災害の状況を迅速かつ適切に広報して民心の安定に努めるものとする。

(2) コンクリート屋内退避又は避難

①関係市町長は、本部長からの指示を受け、住民等に対しコンクリート屋内退避を指示するときは、原子力発電所との方位・距離等を考慮の上、あらかじめ定めるコンクリート屋内退避所を指定するものとする。この場合において、退避は原則として住民等が各自の行動によるものとし、携行品は最小限にとどめ、また、自家用車等はできるだけ使用しないよう指示するものとする。

②関係市町長は、コンクリート屋内退避所を指定したときは、あらかじめ定める職員を派遣して退避者の保護に当たらせるものとする。

③関係市町長は、本部長からの避難の指示を受け、住民等に対して避難を指示するときは、あらかじめ定める退避等措置計画に基づき、住民等の集合場所を指定し、消防職団員又は警察官の誘導のもとに住民等を集合させるものとする。

④関係市町長は、集合場所から避難所への住民等の輸送については、県及び県の要請に基づく防災関係機関の車両等の応援を受けて、また、必要に応じ、避難を必要とする地区内の乗合自動車の所有者等の協力を得て、あらかじめ定める退避等措置計画により実施するものとする。

⑤関係市町長は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を実施するに当たって、自力で退避又は避難のできない者等の救出に特に留意するものとする。

⑥関係市町長は、コンクリート屋内退避又は避難の措置を講じた場合においては、避難等誘導責任者、退避（避難）所責任者等を通じて退避又は避難の措置の実施状況を把握しておくものとする。

(3) 被ばくの低減

関係市町長及び本部長は、退避等に際して、被ばく低減のため、退避等を行う住民等に対してマスク及び外衣の着用、屋内の気密性の保持などの必要な注意を促すものとする。また、コンクリート屋内退避又は避難の誘導の任に当たる者もこの旨を適宜伝達するものとする。

浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数（資料3-7-1）参照

4 周辺市町村への避難

(1) 本部長の措置

本部長は、災害の状況により、周辺市町村への住民等の避難が必要であると認めるときは、風向、予測被ばく地域等を考慮した上で、住民等の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し、避難住民等の受け入れ及び避難所の設置を指示するものとする。

また、必要に応じ、職員を派遣し、避難収容等の指導に当たらせるものとする。

(2) 要請を受けた周辺市町村長の措置

本部長から要請を受けた周辺市町村長は、当該市町村地域防災計画に定める指定避難場所の中から、本部長が指定する施設を避難所として提供し、必要な協力活動を実施するものとする。

(3) 関係市町長の措置

関係市町長は、本部長から周辺市町村への避難の指示を受けたときは、その旨を速やかに住民等に指示し、避難者の輸送に努めるとともに、避難所に職員を派遣して、受け入れ市町村との連絡及び避難者の指導等に当たらせるものとする。

(4) 避難者の輸送

本部長は、必要に応じ、陸上自衛隊、宮城海上保安部、公共輸送機関等に対し、避難者の輸送について協力を要請し、緊急輸送車両等を確保するものとする。

また、関係市町長は、避難を要する住民等を指定集合場所に集合させ、避難の優先順位の高い者から順に輸送するものとする。

5 退避等の誘導

退避等の誘導は、警察官、海上保安官及び消防職団員が当たり、2-(1)で定める防護対策地区ごとに実施するものとする。この場合、退避等の誘導に当たる者は、関係市町長と密接な連絡をとるものとする。

関係市町職員、消防職員団員数等（資料3-7-4）参照

6 立入制限等の措置

(1) 陸上の立入制限等の措置

①本部長は、関係市町長に対し、防護対策地区内においては、退避中の住民・防災業務関係者以外の者及びその保有車両等の立ち入りの禁止を、警戒区域においてはこれらの者及び車両等の立ち入りの制限を指示するものとする。

②現地本部警察班長は、防護対策地区に係る立入禁止及び警戒区域に係る制限措置を実施するとともに、必要に応じ、交通規制を実施するものとする。

(2) 海上の立入制限等の措置

宮城海上保安部長は、本部長（知事）又は関係市町長の要請に基づき、警戒区域内の海域に、防災業務関係以外の船舶の立入りを制限又は禁止するものとする。

7 治安の確保

県は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について県警察本部及び宮城海上保安部と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った防護対策地区については、各種犯罪の未然防止等治安確保に努めるものとする。

8 飲料水、飲食物の摂取制限等

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

本部長は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、表3-7-2「飲料水・飲食物の摂取制限に関する指標」を超える、又は超えるおそれがあると認められる場合は、関係市町長に対し、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう指示するものとする。

(2) 農林水産物の採取及び出荷制限

本部長は、原子力安全委員会が定めた指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、関係市町長に対し、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取・漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置をとるよう指示するものとする。

農林水産物関係の防災対策に当たる職員等（資料3-7-5）参照

(3) 飲料水及び飲食物の供給

本部長は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を関係市町長に指示した時は、県地域防災計画（風水害等災害対策編）第3章9節の「食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動」に基づき、関係市町と協力して関係住民等への応急措置を講ずるものとする。

表3-7-2 飲料水・飲食物の摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種: I-131)
飲料水	300Bq/kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類 (根菜、芋類 を除く。)	2,000Bq/kg以上

対象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類	
穀類	500Bq/kg以上
肉・卵・魚・ その他	

(2) 交通の確保

- ①県警察は、関係機関等からの情報を含め通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- ②県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制を行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。
- ③県警察及び県道路管理者は、交通規制に当たって、防災関係機関等と連携を図るほか、原子力災害合同対策協議会においては、相互に密接な連絡をとるものとする。

第9節 救助・救急及び消火活動

1 資機材の確保

県は、関係市町の行う救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ他都道府県又は原子力事業者その他の事業者等からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

2 応援要請

(1) 県内他市町村等への応援要請

本部長は、関係市町長から救助・救急及び消火活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、県内他市町長、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

(2) 他都道府県への応援要請

本部長は、関係市町長から他都道府県の応援要請を求められた場合、又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁長官に要請し、その結果を直ちに当該関係市町長に連絡するものとする。

なお、原子力災害緊急事態宣言が発出された場合、緊急消防援助隊の派遣要請について準備しておくものとする。

(3) 応援要請時の留意事項

応援要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ①救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- ②応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ③関係市町への進入経路及び集結（待機）場所
- ④その他

第10節 緊急時医療活動

1 原子力災害時の緊急時医療体制

(1) 医療班の活動体制

現地本部は、原子力災害が発生し、又は原子力緊急事態宣言が発出された場合において、住民等の被ばく及びそのおそれがある者に対する検査、除染等並びに一般傷病者に対する診察、治療等を行うため、緊急時医療活動実施要領（資料3-10-1）に基づき医療班のもとに緊急時医療活動を実施するものとする。

(2) 関係機関等への協力要請

本部長は、医療班の設置に当たり、国（原子力災害対策本部）に対し、放射線医学総合研究所、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）、大学病院等の医療関係者から成る緊急被ばく医療派遣チームの派遣を要請するとともに、日本赤十字社宮城県支部、(社)宮城県医師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師等の医療要員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

また、本部長は、必要と認められる場合は、東北大学病院長、国立病院機構仙台医療センター院長をはじめ地域の基幹医療機関の長に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(3) 医療班の組織及び業務

① 医療班の組織

医療班は班長、副班長及び次に掲げる要員をもって構成するものとし、医療班の組織は図3-10-1のとおりとする。

イ 緊急被ばく医療派遣チームの要員

ロ 日本赤十字社宮城県支部、東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター等派遣の要員

ハ 県立病院、県保健福祉事務所の要員

ニ 地域医療機関の要員

ホ (社)宮城県医師会員

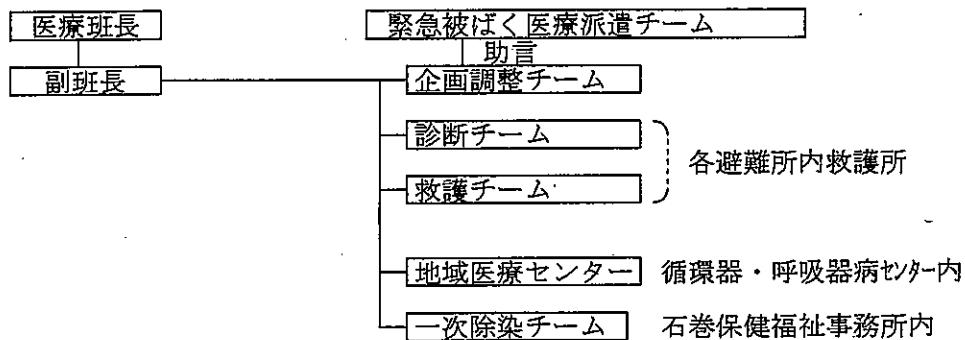
ヘ 県保健福祉部職員

ト 消防機関派遣の救急隊員

チ 関係市町の協力要員

なお、国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの要員は、資料1-7-1のとおりである。

図 3-10-1 医療班の組織図



②医療班の編成

医療班のチームの編成基準は表 3-10-1 のとおりとし、その編成は資料 3-10-1 のとおりとする。

企画調整チーム、救護チーム及び診断チームには、リーダーをおき、各リーダーはそれぞれチームの医療活動を総括するとともに、企画調整チームを通じて医療班長にその活動状況を隨時報告するものとする。

医療チームを編成して緊急時医療活動を実施する医療機関の責任者は、医療活動状況を隨時医療班長に報告するものとする。

表 3-10-1 医療班のチーム編成

チーム名	編成基準
企画調整チーム	主として県保健福祉部職員によって編成し、 <u>必要に応じ国派遣の緊急被ばく医療派遣チーム</u> の助言を得る。
救護チーム	1 派遣される医療関係機関ごとに編成し、チームの数は災害の態様によって決定する。 2 緊急搬送は、消防機関から派遣の救急隊員が当たる。
診断チーム	放射線医療に従事する医師、 <u>看護師等</u> によって編成し、 <u>必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チーム</u> の助言を得る。
地域医療センター	<u>上記救護チーム及び診断チーム各1班により編成する。</u>
一次除染チーム	<u>医師、各県保健所職員で編成。石巻保健福祉事務所内に設置。</u>

③医療班の業務

医療班の業務は、表3-10-2のとおりとする。

表3-10-2 医療班の業務

チーム名	業 務
企画調整チーム	1 緊急時医療活動実施のための情報収集に関すること。 2 緊急時医療活動実施計画の策定に関すること。 3 緊急時医療活動に関する情報の収集及び連絡に関すること。
救護チーム	1 発電所周辺の公共施設及び避難所等への救護所の開設に関するこ と。 2 一般傷病者に対する医療活動の実施に関すること。
診断チーム	1 発電所周辺の公共施設及び避難所等並びに近隣の保健所等への診療 所の開設に関するこ と。 2 <u>放射線被ばく又はそのおそれのある者</u> に対する診断及び医療措置に 関すること。
医療チーム	一般傷病者に対する当該医療機関の所在地における医療活動の実施に 関すること。

2 原子力災害時の緊急時医療活動の実施

原子力災害時の緊急時医療活動の実施は、図3-10-2(1)で示す系統図に従って行われるものとする。

(1) 一般医療の実施

救護チームは開設した救護所において、医療チームを編成する医療機関はその所在地において、それぞれ一般傷病者に対する医療活動を実施するものとする。

また、救護チームは、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

一般傷病者の救急搬送に関する消防機関の救急車両等（資料3-10-2）参照

(2) 放射線被ばく診断（スクリーニング）の実施

東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター、県立病院、県保健福祉事務所等の各医療機関等より派遣された医療関係者等からなる診断チームは開設した診療所において、必要に応じて国派遣の緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、住民等の汚染検査や被ばく線量の推定を行い、除染等を実施するものとする。

(3) 安定ヨウ素剤服用の指示

本部長は、国の原子力災害現地対策本部長より、安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。

なお、緊急の場合、本部長は、医師の指導に基づき服用を指示するものとする。

(4) 初期被ばく医療機関への移送

診断チームは、必要に応じて被ばく患者を石巻赤十字病院、女川町立病院及び石巻市立病院の初期被ばく医療機関に移送するものとする。

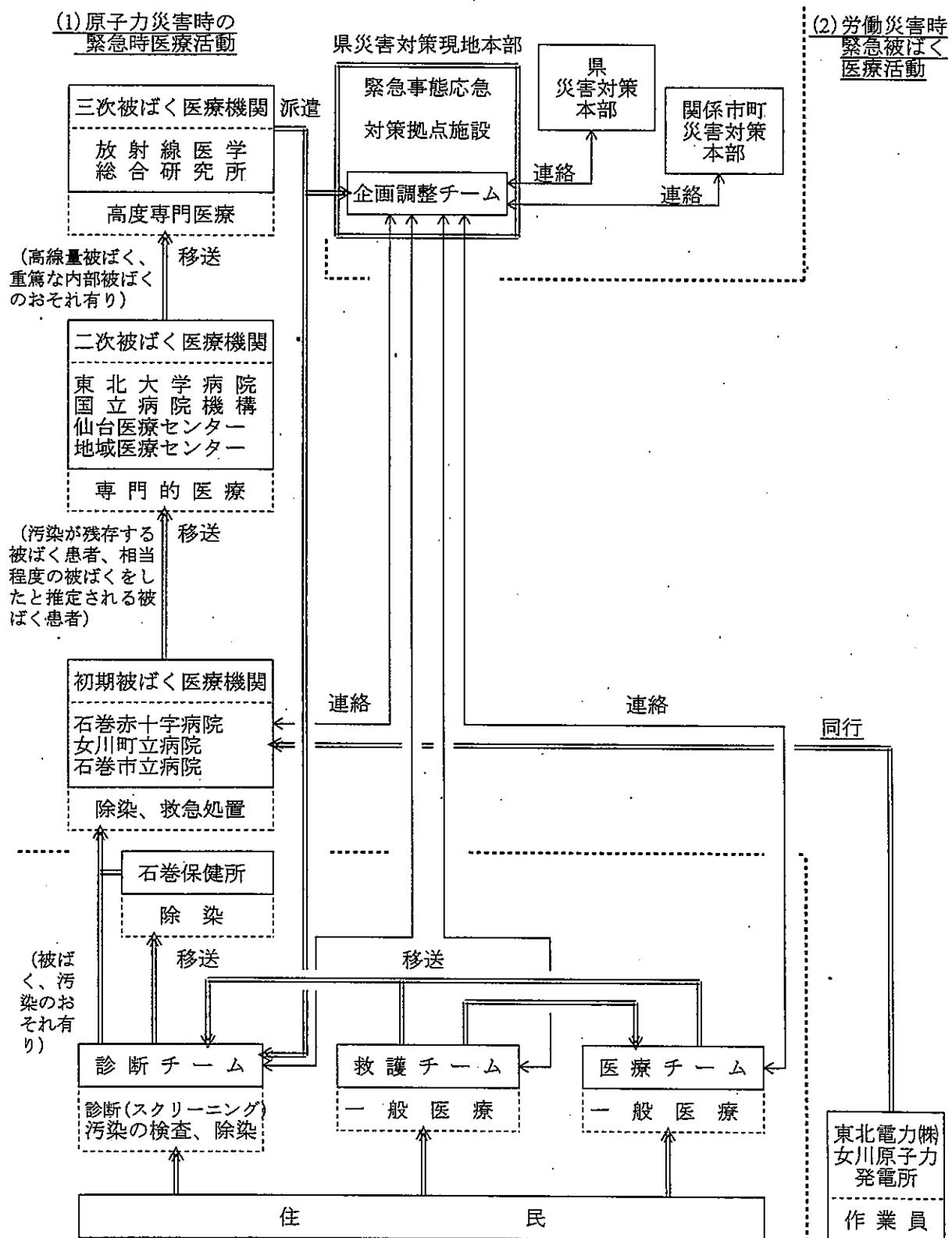
(5) 二次又は三次被ばく医療機関への移送

医療班長は、(2)の検査及び除染等の実施により、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院、国立病院機構仙台医療センター及び地域医療センター（循環器・呼吸器病センター内）の二次被ばく医療機関又は放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に移送するものとする。

(6) 移送手段の要請

本部長は、自ら必要と認める場合、又は関係市町長から被ばく患者の放射線障害専門病院等への移送について要請があった場合は、消防庁長官に対し移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

図 3-10-2 緊急時医療活動等実施系統図



第11節 労働災害時の緊急被ばく医療活動

原子力発電所内で、労働災害が発生した場合（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、被ばく、汚染をともなう可能性がある負傷者が発生した場合及びその他社会的影響を考慮し、県において必要と認められた場合）、図3-10-2(2)で示す系統図に従って、以下の対応を踏まえつつ、前節の原子力災害時の緊急時医療活動に準じた応急対策を講ずるものとする。

なお、県は、原子力災害が発生している場合は、現地本部医療班において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととし、その他の場合は、県庁（原子力安全対策室）において原子力事業者、被ばく医療機関等と連絡調整を行うこととする。

(1) 原子力発電所における初期対応

原子力発電所において作業員等が従事中に放射性物質による汚染や被ばくを受けた場合、発電所長は被ばくした作業員等の患者の応急処置を行うとともに、放射線被ばく診断（スクリーニング）を実施し、必要に応じて被ばく患者を石巻赤十字病院、女川町立病院及び石巻市立病院の初期被ばく医療機関に移送するものとする。

(2) 初期被ばく医療機関における対応

搬送された患者に対して、除染、救急措置等の初期被ばく医療を実施するものとする。

(3) 二次又は三次被ばく医療機関への移送

初期被ばく医療の実施後、更に専門的な医療が必要となった場合には、被ばく患者を東北大学病院及び国立病院機構仙台医療センターの二次被ばく医療機関又は放射線医学総合研究所等の三次被ばく医療機関に移送するものとする。

(4) 移送手段の要請

知事は、自ら必要と認める場合、又は医療機関から被ばく患者の放射線障害専門病院等への移送について要請があった場合は、消防庁長官に対し移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

第1_2節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策

運搬中に事故が発生した場合、当該運搬を委託した原子力事業者及び原子力事業者から当該運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（放射性物質安全輸送関係省庁）は、放射性物質輸送事故対策会議（特定事象に至った場合には、関係省庁事故対策連絡会議）の開催、国の職員及び専門家の現地への派遣等を行うこととされている。

県は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの災害応急対策に準じた応急対策を講ずるものとする。

1 当該運搬を委託した原子力事業者のとるべき措置

(1) 事故発生等の通報連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、連絡系統図（資料3-11-1）により、県をはじめ官邸（内閣官房）、内閣府、安全規制担当省庁、文部科学省、事故発生場所を管轄する市町村、消防署、警察署、宮城海上保安部、原子力防災専門官等に、特定事象発生通報様式（資料3-11-2）を用いて文書を送信するものとする。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認するものとする。

(2) 原子力事業者の応急措置

原子力事業者は、運搬に係る事故が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、事故発生場所を管轄する警察署、消防署、宮城海上保安部と協力して、必要な応急措置を実施するものとする。

2 県、事故発生場所を管轄する市町村、警察署、消防署、宮城海上保安部のとるべき措置

(1) 県及び市町村の措置

事故の通報を受けた県及び市町村は、相互に協力して事故状況の把握に努め、事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

(2) 警察署、消防署、海上保安部の措置

①事故の通報を受けた警察署は、直ちにその旨を県警察本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、避難誘導、交通規制、救助等必要な措置を実施するものとする。

②事故の通報を受けた消防署は、直ちにその旨を県総務部（危機対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

③事故の通報を受けた宮城海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りながら、原子力事業者と協力して、現場海域への立入制限、救助等必要な措置を実施するも

のとする。

第8節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の範囲及び順位

緊急輸送の範囲は以下のものとし、県は、関係市町及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整するものとする。

- ①第1順位
 - 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材
 - 負傷者の輸送
 - 対応方針を定める少人数のグループのメンバーの輸送
(国の現地対策本部長、県の現地本部長、関係市町の災害対策本部長等)
- ②第2順位
 - コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
 - 避難者の輸送
 - 災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
(国の専門家、緊急時モニタリング要員等)
- ③第3順位
 - その他災害応急対策を実施するための要員・資機材の輸送
(原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員等)
- ④第4順位
 - 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
(飲料水、飲食物、衣類等)
- ⑤第5順位
 - その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送体制の確立

- ①本部長は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ②本部長は、人員、車両等に不足が生じたときは、資料2-3-9の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請するものとする。
- ③本部長は、②によても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

2 緊急輸送のための交通確保

(1) 緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急性度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとする。特に、国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては、あらかじめ定めた手続等に従い適切に実施するものとする。

第 4 章

災 害 復 旧 対 策

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 放射性物質による汚染の除去等

県は、国、関係市町、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行うものとする。

第3節 各種制限措置等の解除

本部長は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された、住民等の退避等措置並びに立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係市町及び防災関係機関に指示するものとする。

また、県は、解除実施状況を確認するものとする。

第4節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第5節 災害地域住民等に係る記録等の作成

1 災害地域住民等の記録

県は、関係市町が、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明や避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録することに協力するものとする。

被災地住民登録様式（資料4-5-1）

2 損害調査、健康調査の記録

県は、関係市町が、原子力災害発生時において住民等が受けた損害の調査を実施することに協力するとともに、防護対策を講じた地区住民の健康調査を実施することに協力するものとす

3 農林水産業等の影響調査

県は、関係市町が必要に応じて実施する農林水産業、商工業の受けた影響についての調査に協力するとともに、その結果を取りまとめるものとする。

4 災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第6節 風評被害等の影響の軽減

県は、国及び関係市町と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。

第7節 被災中小企業等に対する支援

県は、被災した中小企業等に対して、経営安定資金・災害復旧対策資金等の利用について周知を図るとともに、県信用保証協会、金融機関と連携し、災害復興資金の円滑な融通を図る。

第8節 心身の健康相談体制の整備

県は、国及び関係市町とともに、原子力発電所の周辺地域の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備するものとする。

第9節 物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。